

平成20年（2008年）紀北町第1回臨時会会議録

第 1 号

平成20年1月30日（水曜日）

招集年月日 平成20年1月30日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年1月30日（水）

応招議員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上村晴彦
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	谷口房夫	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

議事日程（第1号）

- | | |
|----------|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 議案第1号 | 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて |
| 第6 議案第2号 | 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解について |
| 第7 議案第3号 | 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第4号） |
| 第8 議案第4号 | 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）
請負変更契約の締結について |

会議録署名議員

15番 中津畑 正量

16番 東 澄代

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成20年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

ここで議案についてお願いいたしたいと思えます。配布済みの議案等の中で誤りがあり、会議規則第20条の規定により議題となる前でありましたので議長において許可することとし、新たに議案等を作成し、本日、差し替えをさせていただくよう取り計らいました。議案の訂正については度々のことであり、議員各位に対しまして、大変ご迷惑をおかけし、議案を受理する議長として誠に申し訳なく、お詫び申し上げる次第でございます。なお、正誤表も添付させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思えます。何とぞ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、議事日程を朗読いたさせます。

議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

15番 中津畑 正量君

16番 東 澄代君のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る、1月23日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議がなされ、すでに配布済みのおり確認いたしておりますのでご報告申し上げます。

なお、付議事件について追加告示されました場合は、議会運営委員会での協議を省略し、議長において取り扱いをすることでご了承を得ており、1月25日付けで付議事件の追加告示が行われましたので、議員各位に通知させていただきました。

まず、本臨時会において提案される案件は、議案第1号から第4号までの4件でありますのでご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査についてであります。平成19年度普通会計の11月分と水道事業会計の11月分について、監査委員より報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、三重県町村議会議長会の関係についてであります。去る1月23日に理事会が開催され、紀北町議会の議長の交代に伴いまして、三重県町村議会議長会の監査委員の選任と、三重県市町職員退職手当組合議会議員の選挙が行われ、双方とも、新たに、私、紀北町議会議長が選任されました。任期は残任期間ということで監査委員については平成20年6月12日までとなり、退職手当組合議会議員については平成20年10月31日までということになります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長はじめ教育委員長、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、本臨時会でのケーブルテレビの放映についてであります。議会運営委員会での協議の結果、放映をしないということの報告をいただいております。議会運営委員会の決定を遵守し本臨時会のテ

テレビ放映はしないことで取り計らいをいたしたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

東 篤布君。

1番 東 篤布議員

テレビ放映の件ですが、動議を出させていただきます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

1番 東 篤布議員

あのね、僕は前回の説明会のときに全体の雰囲気だと、議員さんが皆おったときに、どうもテレビ放映される。これだけもう新聞でいろんな情報がですね、住民に流れて、それを明確にですね、けじめをつける意味でもね、テレビ放映は必要ではなかろうかと、そういう意見が多かったように思うのですが。これどうですか、議運だけで決めずにもう一度ですね、この折込が入って、皆さん見ておると思うのですが、それはたくさんの方からお電話いただいたのです。僕はね、反対する人の気持ちもよくわかる。予算もかかることだし、でも、新聞を見たら予算はかからないと書いてあるやない、とこういうことなんですね。私はもう一度この議会です、皆さんの意見を聞いたうえでね、そのこれがどちらになっても私はそれに従おうと思っておりますけれども、私は議運だけで決めずに、あのときの説明会に参加しておった1人としましても、私はこれは町長がですね、出す必要がないんだということで、議会もその流れでしたわけです。それが出さねばならん。それはいったいどういふことなんだというのが町民の声でありますのでですね、今一度、動議として、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

動議を諮る前に議長の見解をお聞きしたいのですが、今、議長から簡単な議運の報告があったのですが、これですね、実は、私、多分1番議員も議運のメンバーではないと思う。で、議運で議題になったのか、そういう議論、議題になったのかどうかということ自体も知らないし、どういう審議の結果、放映しないということになったのかもわからないし、いわば、場外乱闘みたいな感じです。私も知らないわけです。議運のメンバー以外は、先に議運の委員長からですね、委員会の詳細な委員会報告をしていただきたいと思います。そうでないと、今の動議に賛成できるかどうか、私自身はちよっ

と、どちらも私は賛否、明らかにこの段階ではできません。どういう理由でそういう決定になったのか。どういう議論の結果か。議長、委員長報告をしていただきたいと思います。先に。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

委員長、委員長報告。

平野隆久議会運営委員長

ちょっと議事録を見て精査します。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

動議についての質問じゃないんですけど、動議についてちょっと不明確なところがあるので、勝手に議運が決めたというふうに僕は受け止めたんですけど、説明会の中で議員全員出席のもとに議運で決めてくださいという、確かにそういう申し渡しがあって、この審議があったと思うのですが、そのところがちょっと抜けているように思うのですが、どうですか。そこのところ議長、そういう議運で決めてください、テレビ放映はということで議運に預けたと思うのですが、どうですか。動議の中でそういうあれがないので。

議長

議会運営委員会の協議の結果、放映をしないということの報告をいただいておりますということでございます。

議長

その場で暫時休憩します。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

議長

議運の委員長より報告をいただきます。

平野隆久君。

平野隆久議会運営委員長

ただいま、議長より特別委員会についての委員長報告をせよということで、委員長報告を、すみません、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。1月23日に会議室において、委員8名全員参集のもと委員会を開きました。その内容につきまして、去る、議員説明会におきまして、町長が放映をするかしないかについて議会運営委員会に諮るということと言われておりましたので、議会運営委員会として、議長ですね、訂正します。議会運営委員会として、議会説明会において、議長が議会運営委員会に放映するかどうかを諮るということと言われておきまして、議会運営委員会として、議長から諮問を受けまして、放映するかどうかについての諮問を受けまして、議会運営委員会として協議いたしました。その内容につきましては、議会運営委員会としては、一致した意見をするのが本来であります。予算とか、いろいろな意見が各委員から出まして、これは一致しないということをおもひまして、挙手により決することにしまして、その結果、放映することについての賛成の方ということで挙手をした結果、3名が挙手しまして、賛成少数ということで放映しないということで結論を出しました。以上です。

議長

ただいまの委員長の報告に対して質疑のある方。

東 篤布君。

1番 東 篤布議員

あのですね、僕は確かに、ほかの皆さんは知りませんよ、僕は自分で説明会のときにテレビ放映をすべきだという意見を言ったらですね、わかりました。議運で審議しますと。だから私はお任せしました。中津畑先生のおっしゃるようにね。だから、先ほどの言い方で勝手に決めたという言い方が失礼であったならばお詫びします。されど、私はお任せした。議運の方から一切の報告を受けていない。いきなり今日出てきたら、出てくる前、昨日、住民の皆さんから電話いただいて、広告見たかと、何の広告ですか、折込ですかの話で、僕はちょっと外に出ていたものですから、うちに電話して、新聞を探してみたらありましたよというようなことで、急いで家に帰って見ておきますと、名指しで名前も載っておりますし、一番肝心なところは、お金が要らないとこう書いてある。これが本当なのかどうか。だから、なぜ、この反対された議員は反対したのか。これは予算が要るからだとか、いろいろな理由があろうかと思えます。放映をしてほしいという皆さんの考えは私と同じようにですね、いろいろと行き違いがあったこのお魚らんどです。私はこの解決はまだ納得できていません。お金の問題だ

けじゃないんです。だから、私はその点を明確にして、町民に詫びて、それでけじめをつけたい。こう思うからこそ、テレビ放映をお願いしたんでして、それが多額の100万円も500万円もいるからという話でしたら、反対される皆さんの意見もわかりますよ。なおかつ、これだけじゃない。次にいろいろな大きな問題が控えている。それらも町民にうやむやに終わってしまうのではなかろうかという町民の不安があるから言っておるわけです。だから、町長がおっしゃった、町長の姿勢が正しいと思ったからそれについてきた議員もおるわけです。それをひっくり返されたんでしょ。このようなことが1つも2つも3つも重なってくるから町民が不安になる。だからこそ、このお魚らんど1つにしても、町民にわかりやすく議会で説明しませんかと、こう言っているだけなんですよね。だから、委員長にお尋ねします。どのような議論をされたのか。この反対の議員の方ね、いきなり賛否を採ったのではないでしょう。その前に、なぜ、放映してほしい、いや、それは放映の必要はない、という話があったと思います。そこの点をですね、説明を受ければ私はわざわざ動議を出さなくても、なるほど、それなら反対された議員の皆さんの気持ちもわからんでもないということで動議も出すこともなかったと思います。もう一度、委員長の説明を受けましたうえでですね、私はこの動議を下げるなり、そのまま続行でいくなりさせていただきたい。こう思います。よろしくお願いします。

議長

委員長。

平野隆久議会運営委員長

ただいまの東 篤布議員からの質問にお答えします。各委員の意見としましては、予算面がかかるのかという意見も出まして、そのとき、局長から今回は予算面につきましては、新たな予算は生じないと。ただ、年間のZTVの放映の中でやりくりできるのではないかということでの説明がありました。予算の面に関してはそのようなことですが、あと、委員の意見としては、本来はテレビ放映は定例会のみとなっているのが通例であるという意見も出ました。大体、委員からの意見としては、このような意見が出されたと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

私も議会運営委員会の委員として、今の委員長の報告にきちんと述べさせていただきたいのですが、局長からの予算に対しては、中でできるのではないかということではなくて、年間契約の中でできますとはっきり名言しているわけですね。そして、放映に対しては、今テロップで流れているいろんなところの2日間を利用してその中に組み入れて放映しますという意見じゃなかったですか、委員長。

そこだけ誤解のないように。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

委員長報告に対する委員からの発言は、委員長の指名がないと補足する、今のは補足しとるんだろ
うと思いますが、これは委員長が指名するもんじゃないですか。

議長

わかりました。今の入江議員の議事進行については、認めませんということになります。

はい。

1番 東 篤布議員

委員長の報告を聞きましてですね、もう一つですね、議論の中身が見えてこない。なぜならばです
よ、これ本当にお魚らんの問題はかわいそうなのは、何ですかこれにも書いてありますけど、町と
争った形になってしまった、あの皆さん、非常にですね、嫌な電話を受けたりしているわけですね。
おまえらなんでそんなところに居座っているんだと。借りとって、明け渡さんかとか、いろんなね。
あの方々を、町民をですよ悪者にしてしまったわけです。今までの流れは。最終的には負けてですね、
お金を払うようになったのです。そこを明確にしてやらないと、あの方々がですね、かわいそ
うだと思えますよ。そこらの意味も踏まえてね、私はもう一度皆さんに審議していただいてですね、
予算もかからないのであれば反対する理由はないのじゃないですか。正しいことをやっておりますが、
悪者扱いされたですよ、この家族の気持ちを考えたらね、もうちょっと我々も親身になつたらないか
んと思えます。何も誰かを責めよというのではないんです。正しいと思ってやってきたけれども、裁
判所の判断はこうであったので町としてもお金を払わせていただきます。町長側にも言い分があろう
かと思えます。最初の要求額が非常に膨大であったと、だから、裁判にまでいってしまった。しかし、
結果はこれだけおさまったんだと、そう言えば町民も納得するじゃないですか。その大切な部分
が説明されておらずにですね、あの人たちは居座っているんだとか、契約違反している、それじゃあ
かわいそうだと思いますよ。そのような話し合いがなかったなかつたんでしょう、委員長。であれば
ね、私は動議を取り下げわけにはいかんと思っております。

お魚らんの説明会のときにね、裁判所の判断のなかでこういうことがありました。指定管理者制
度であればね、確かに立ち退きも払わなくてもいい。しかし、急に出てきた高速道路のインターチェ

ンジによって立ち退きが明確になっておる、なっておるのに、その中で行われたこの管理者制度に、これはおかしい、こういうことなんです。追い出すために、お金を払わずに追い出すためにこれを設けた。だから手順が逆でしょうと。

議長

東 篤布議員、それは議題のなかで、次の議題がありますもんで。

1番 東 篤布議員

そういう説明をしておかな忘れとる人もわからん。

議長

いや、議運の委員長の今のテレビ放映のこととは、ちょっと違うもんで、そのへんよろしく頼みます。

1番 東 篤布議員

そのような肝心な部分もですよ、話し合われたうえでこれになったんですか。なんでこうやって、お金を払わんようになったかですよ、明確に理解したうえですよ、住民説明する必要がないと、こう言ったんですか。それを聞いているんでしょう。

議長

議会運営委員長。

平野隆久議会運営委員長

東 篤布議員の質問にお答えします。そのようなことに関しての委員会のやり取りはありませんでした。あと、補足で局長から説明させます。

議長

局長のほうからちょっと。

中野直文議会事務局長

テレビ放映に関する意見の中で、まずテレビ放映をする理由としての意見がございました。処分を行った行政長がですね、一貫して支払うべき根拠がないということを申されておったと、それが町が支払うことになったことについて、住民に対して説明すべきであるということでテレビ放映することを要望するというふうな、まず、意見が行われました。その中で、ほかに反対とか、そういうふうな意見ではないけれど、先ほど、委員長が言いましたように、テレビ放映するにあたっては予算が伴ってくるのではないかと。その予算についてどのようになっておられるかと、また、申し合わせによって、定例会のみが今のところテレビ放映ということになっている。今後において、臨時会すべてする

ことになる、また予算の関係も出てくるのではないかと、いろいろな意見がございました。その意見を集約した中で、委員長としては、全会一致で議会運営委員会の決定をみるべきであるけど、なかなか全会一致がみられない。しかしながら、また、この1月30日の議会の招集がなされることにより、日数的にも今後、改めて議会運営委員会を開くことができないと判断したところで、最終的に挙手でもって表決をいただいたというふうなことでございます。以上でございます。

議長

東 篤布議員。

1番 東 篤布議員

だから、今、おっしゃられたような理由で議運の中でですね、議題に取り上げられたというのであるんであればね、これから議運に任せてくださいとおっしゃったときに書面でもってですね、出さなにかんかなと、こう思うんですね。私はあの住民説明会のなかで非常にいろんな話し合いがなされた。だから、この中身が大事だから放映しませんかと言ったはずなんですね。ただ、後からの臨時議会をテレビ放映と、そんなことを言っているんじゃない。お魚らんどに関してだけの話を言っているんでして、だから、非常に複雑な理由でお金を払わなならんようになったわけでしょう。だから放映の必要があるんじゃないですかという意見を説明会で言ったんでして、ただ、議運の議題で取り上げられた、今の局長の報告を聞いてますとですね、私のテレビ放映をお願いした議員のですね、真意のほどが伝わらずにですね、議運で審議されたんじゃないかと、こう思うわけですね。本当ですよ。不法占拠して、おまえらな、ってこんなことを言われてね、それはかわいそうだから、ある議員は向こうがこの金額で納得したんだからいいやないかと、いや、それは銭金だけじゃないんですよ。なぜ、こうなったかという流れをですね、住民の皆さんに話してやらんと、これ皆さんのお金を使うわけでしょう。何もお金もかかることじゃないしね、何にも労力のいるんじゃないと思うのですよ。そやないと、これだけ不信感をもったままね、議会を進めてしまったら議会の信用というのは落ちてしまうように思うんですわ。私はいいです、皆さんのお考えで、そんなこといちいち住民に説明する必要がないんだと。俺らがわかっていたら住民代表だからとおっしゃるんなら、それでもいいですけども、そのような議員活動をしておって今後よいのかどうかと思います。そういった点で、私はもう一度ですね、このテレビ放映に関して、このお魚らんどの説明をする場所を設けるという意味でね、テレビ放映をしていただけないでしょうかと、皆様をお願いして、今後の臨時議会も全部やるのか、それはまたそれでして、それはまた別の問題です。お魚らんどの説明だけを住民の皆様に使っていただきたい。それがですね、このような嫌疑をかけられた、疑いをかけられた、不法占有と言われた、子ども

までも嫌な思いをした、この家族に対する、議会のせめてものお詫びでなかろうかと思うのですよ。やはり、町長も私はこれで正しいと思ってやってきたけれども、こうなりましたと。一言お詫びを申されたほうが、今後の我々の姿勢としてもよいんじゃないかならうかと思えます。日が日で改めてですねやっついていかないと前に進まない。そう思います。

議長

以上で委員長報告を終わります。

1番 東 篤布議員

だから、委員長の報告を受けたけれども、そういうことでしたので。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

尾上君。

8番 尾上壽一議員

議長がですね、議運の審査を受けてですね、放映をしないと冒頭におっしゃったと思うのです。それはですね、議長として決定されたことであって、議長というのは議会のルールだと思えます。ですからですね、議長が放映しないと、ここで言ったのは、まあ、動議が出たのは事実ですから、それはそれで尊重したいと思います。しかし、ルールとしてですね、前議長としても、このルールを守っていききたいと思います。ですから、議長としてのですね、お考えをお聞かせ願いたい。

議長

もちろん、私議長として遵守するということが、それがそうでございますけれども、今、やっぱり動議として正式にこう出てきた以上は、私も諮らなくてはならないと、そのように思いますので。

それでは、ただいまから、東 篤布君から議会運営委員会の決定に反し、本臨時会をケーブルテレビ放映することの動議が提出されました。この動議はほかに所定の賛成者がありますので、成立いたします。

議会運営委員会は議会を円滑に運営するために設けられているものであり、議員は議会運営委員会の決定を遵守する必要がありますが、動議が成立しておりますので、東 篤布君の動議を議題として採決いたします。

お諮りいたします。

この動議のとおり、本臨時会はケーブルテレビ放映を行うことに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

議長

挙手少数でございます。

したがって、本臨時会のテレビ放映については否決されました。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

本日は、臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さっそくですが、本議会臨時会にあたりまして3件の行政報告をさせていただきます。

まず1点目は、有限会社 浜千鳥リサイクルより、本年1月17日付けで、本町に対し損害賠償を求める訴訟が津地方裁判所に提起されたことについてであります。この件につきましては、現在、同裁判所で訴状の審査中であり、本町には、まだ訴状が送達されてきておりません。訴状が届き次第、議員や町民の皆様にご納得いただけるよう適正な対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2点目は、紀伊長島区・野々瀬地区の土砂採取事業についてであります。先ごろ、事業者の水谷建設株式会社の関係者が来庁し、土砂の搬出が開始されるとの報告がございましたので、本日、その内容についてご報告いたします。

この土砂採取事業につきましては、昨年3月に水谷建設が三重県に採取計画の継続認可申請書を提出し、県からは町に対し意見聴取がございました。

その際には、議会の皆様にご協議いただき、紀北町としての意見書を提出したところでございますが、平成19年5月30日付けで県から水谷建設に採取計画の認可がなされています。

水谷建設の説明によりますと、土砂の搬出先は東京湾の羽田空港再拡張事業で、本年2月10日ごろから1日あたり岩ズリ約3,000m³を、一隻の土砂運搬船で搬出を開始するが、3月頃からは本格的になって、搬出量が増える予定とのことでした。

なお、搬出の期間や総量等については、今後、受入側の状況により変化することが多分にあるので、

詳しい説明は控えたいとのことでございました。

町といたしましては、県への意見書で申し入れましたように、漁業者や渡船業者の漁業活動に影響を及ぼさないこと、航行の安全や海域への濁水流出等に適切な対策が講じられること、また、騒音、振動、粉塵などによる、周辺のレク都市公園や国設鳥獣保護区の環境対策も適切に行われ、採取計画のとおり履行されるよう、重ねて申し入れたところでございます。

議員の皆様におかれましては、何とぞ、ご理解、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

3点目は、選挙の当日投票所の閉鎖時刻の変更にかかる選挙管理委員会からの報告についてであります。

これまでの選挙におきましては、投票所閉鎖時刻を期日前、当日ともに一部を除き午後8時までとしておりましたが、選挙結果の早期確定と県下市・町の状況、期日前投票が普及されてきたこと等を考慮し、公職選挙法第40条第1項、4時間以内の範囲内で閉鎖時刻を繰り上げることができる。との規定により、平成20年3月1日以降に執行される選挙から、当日投票所の閉鎖時刻のみ2時間繰り上げ、全町午後6時とすることを、去る1月24日に開催された選挙管理委員会で決定したとのことであります。

このことによりまして、従来は午後9時30分に開始していた開票を今後は午後8時から開始できる見込みであり、町民の皆様には広報きほくや行政放送、地元新聞等で周知していく予定であります。なお、期日前投票については、これまでどおり午後8時までとするとの報告がありましたので、議員の皆様にご報告申し上げまして、行政報告といたします。

議長

以上で行政報告を終わります。

日程第5～日程第8

議長

それでは議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第1号から日程第8 議案第4号までの4件については、提出者からの提案理由の説明並びに内容説明を求めるため一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

議長

異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明並びに内容説明については一括議題とすることに決定いたします。

それではまず、提案者より一括して、提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて

であります。本件は、ご承知のとおり、町が移転建設をせず高速道路建設に伴う立ち退きをする
ことに対して参入業者らは、それを不服として島本昌氏を除く2者の山本和氏と小山哲央氏が指定管理
期間を過ぎても施設を退去せず、営業を続けるという行動を取りましたので、町は占有を続ける2者
を債務者として、平成19年10月29日に津地方裁判所に建物明渡し仮処分命令申立てをした件でありま
す。

この申立ての中で町といたしましては、これまでの経緯を述べ、建物明渡し仮処分命令の必要性を
主張いたしました。

これに対し裁判所は、債務者らが本件施設を占有する権原は存しないことについては、町の主張の
とおりであると認めてくれたものの、債務者らが退去するにあたり、町としては、債務者らとは地方
自治法244条の2の指定管理者制度による協定を締結していることや、指定管理者制度導入以前にお
いても町の条例に基づき展示販売許可により1年毎に期限をきって町が管理運営してきたこと等から、
債務者らに補償する理由がないと主張していた点については、裁判所の判断としては、債務者らは長
年にわたり本件施設での営業を続けていたことや、その管理運営において、これまでの経緯に特殊性
があったこと、また、行政財産本来の用途に供するためではなく、それ以外の公益上の理由から使用
許可が取り消される場合は、補償を行うことが相当な場合が多いものと解されると示されました。

町といたしましては、この点に関しまして、裁判官の幅広いご考察を真摯に受け止め、高速道路の
早期実現を多くの住民が望んでいることや、地権者との混乱を避けることが重要であるとの考えのも
と、和解金を支払い、この案件を早期に解決することが望ましいと考えるため、債務者らとの和解を
成立させたく議会の議決を求めるものであります。

なお、今回の件につきましては、議員の皆様にはご心配をおかけし、債務者には公の施設の管理運
営のあり方について、十分ご理解いただけるまでには至らず残念であり、申し訳なく思います。

議案第2号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解について

であります。今回の件に関する調停申立事件において、町に対し和解金を要求していた島本昌氏が、要求が受け入れられないまま、指定管理期日をもって退去しておりますが、その後、何度も解決金を町に要求しており、平成20年1月23日付け文書で正式に島本氏から、裁判官からの和解勧告を町が受け入れた場合、他の2者に対して和解金を支払うことになることから、同様の配慮をしてほしいとの申し立てがありました。

このことに関しましては、島本氏に対しても裁判所から債務者らとの均衡を失することのないよう、相応の配慮をすることが適当と考えるとの提言もあることから、町としましても、本件を円満に解決するためには必要と考えるため、島本氏に対する解決金を定め和解を成立させたく議会の議決を求めるものであります。

議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第3号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

につきましては、議案第1号と2号にかかるものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,851万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億627万6,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。歳出の内訳といたしましては、総務費でお魚らんど海山にかかる仮処分命令申立事件の代理弁護士委任委託料63万円、3者に対する和解金及び解決金1,633万円で、合計1,696万円の増、農林水産業費では、昨年10月からのお魚らんど海山維持管理経費として155万1,000円の増であります。また、その財源として、歳入の諸収入にお魚らんど海山の移転補償金を充当いたしております。

議案第4号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負変更契約の締結について

本議案につきましては、平成19年8月30日に入札執行し、9月議会定例会におきましてご可決いただき、紀北町海山区便ノ山518番地2 谷建設有限会社 代表取締役 谷晃史と契約締結いたしましたこの工事につきまして、設計変更の必要が生じたので、当初契約額5,361万3,000円から918万1,200円増額して6,279万4,200円とするにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、4議案につき提案の趣旨説明を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。何とぞ、慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長

続いて、担当課長より各議案についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

皆さん、おはようございます。議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについて

紀北町（債権者）と山本和・小山哲央（債務者）との間で紛争中の平成19年（ヨ）第74号仮処分命令申立事件について、下記のとおり和解するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 相手方 紀北町海山区矢口浦1094番地43

山本 和

紀北町海山区島勝浦379番地

小山哲央

2. 和解の概要

和解条項

- (1) 債務者らは、債権者に対し、本件施設の管理に係る協定が、平成19年9月30日指定管理期間満了により終了したことを確認する。
- (2) 債権者は、債務者らに対し、本件施設の明渡しを平成20年3月5日まで猶予し、債務者らは、債権者に対し、同日限り本件施設を明け渡す。
- (3) 債権者は、債務者山本和に対し、同債務者が前項の明渡しをしたときは、本件和解金として金671万円の支払義務があることを認め、明渡しの日から1週間以内に、これを債務者ら代理人名義の口座に振り込む方法で支払う。
- (4) 債権者は、債務者小山哲央に対し、同債務者が第2項の明渡しをしたときは、本件和解金として金483万円の支払い義務があることを認め、明渡しの日から1週間以内に、これを債務者ら代理人名義の口座に振り込む方法で支払う。
- (5) 債権者と債務者らは、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 申立費用は各自の負担とする。

平成20年1月30日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

本件については、緊急医療や安心安全のまちづくり、地域の活性化に不可欠である高速道路の整備を混乱なく早期に図ることが、地域住民はもとより東紀州地域全体の永年の悲願であること。また、町は本件施設の地権者から明渡しを強く要求されていること等から、早期解決が関係者にとって利益になるどころであり、住民にとっても望ましいと考えられるので、和解金を定め和解を成立させたく提案するものであります。

次に、3ページの資料1をお願いします。この和解勧告案は平成20年1月7日に津地方裁判所から示された和解勧告の案でございます。1月17日の議員の皆さんへの説明会で報告をしておりますので、一部省略しまして、4ページの2和解勧告から報告させていただきます。

2 和解勧告

(1) 債務者らの本件施設の利用関係をみるに、前記のとおり、債務者らが組織する「お魚らんど海山グループ」の指定管理期間は終了しているのであるから、現時点において、債務者らが本件施設を占有する権原は存しないといわざるを得ない。

もっとも、行政財産を公用若しくは公共用に供する必要が生じ、その使用許可が取り消される場合には、工作物等の移転料や営業補償といった付随的損失に対しては、補償を要する場合も少なからずあるところであり、とりわけ、行政財産本来の用途に供するためではなく、それ以外の公益上の理由から使用許可が取り消される場合は、補償を行うことが相当な場合が多いものと解される。本件施設は、平成18年9月1日から指定管理者制度へと変更されているものの、それ以前は、長年にわたり行政財産の使用許可により管理運営していたのであるし、指定管理者制度への変更は債務者らに退去を求め中で行われているのであるから、債務者らとしては、かかる制度変更により退去時に不利益を被らないことが当然の前提であったと考えられる。そして、本件施設の撤収は、高速道路建設という、本件施設本来の用途とは関係のない公益上の理由によるものであるから、行政財産の使用許可の取り消しであれば補償の要請が高い場合であったといえるところ、上記のような本件の経緯からすれば、その特殊性に鑑み、行政財産の使用許可の取り消しに準じた配慮をするのが相当と解される。

また、本件紛争の早期かつ円満な解決は、高速道路建設の円滑な実現や本件施設の地権者を含んだ事態の混乱回避にもつながり、当事者双方にとって利益になるところである。

そこで、当裁判所は、以上に述べた本件事案の性質等を総合考慮し、債権者が債務者らに対し補償

金相当の金員を支払い、債務者らが早期に本件施設を退去することによって、和解による解決を図ることが望ましいものと思料する。そして、債権者が債務者らに支払う具体的金額は、以下のとおり算出した額によるのが相当である。

以下ですけど、債務者山本氏につきましては、所得補償が480万円、商品在庫の補償が174万円、6ページをお願いします。器具、備品、資材の補償が300万円、従業員解雇に伴う費用の補償が18万1,800円、計972万1,800円となっております。国からの補償としまして301万961円、差し引きしますと、671万円の補償となっております。

次に7ページをお願いします。

債務者小山氏につきましては、所得補償として394万円、従業員解雇に伴う費用補償としまして、38万1,361円、引越・備品等の保管費用など諸費用の補償として320万円、計752万1,361円。国からの補償が269万2,915円、差し引き483万円となっております。これにつきましては、後ほど資料2で説明させていただきます。

次に9ページの別紙 和解条項でございますが、この和解条項につきましては、先ほど、議案のところで説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に10ページをお願いします。資料2をお願いします。この資料はお魚らんど海山の建物明渡し仮処分命令申立事件に伴う和解勧告による補償額の明細でございます。

まず、山本氏につきましては、所得補償として480万円、商品在庫補償として174万円、器具・備品・資材の補償として300万円、従業員解雇に伴う費用の補償として18万1,800円、計972万1,800円、国からの補償が301万961円、差し引き671万円となっております。

小山氏につきましては、所得補償394万円、従業員解雇に伴う費用38万1,361円、引越・備品等の保管費用など諸費用に320万円、計752万1,361円。国からの補償が269万2,915円、差し引き483万円。総合計が1,154万円となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議員の皆様にはご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいいたします。

それでは、続けて議案第2号についてご説明申し上げます。

11ページをお願いします。

議案第2号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解について

平成19年（ヨ）第74号仮処分命令申立事件の和解に伴い、平成20年1月23日付けで島本昌から紀北町に対し申立のあった解決金を求める事件について、下記のとおり和解するにつき、地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1. 相手方 紀北町海山区島勝浦183番地1

島本 昌

2. 和解の概要

和解条項

- (1) 紀北町は島本昌に対し、解決金として金479万円の支払い義務があることを認め、平成19年(ヨ) 第74号仮処分命令申立事件の債務者らが本件施設を明渡した後、本解決金の契約締結の日から1週間以内に、これを島本昌名義の指定口座に振り込む方法で支払う。
- (2) 紀北町と島本昌は、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (3) 申立費用は各自の負担とする。

平成20年1月30日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

本件については、平成19年(ヨ) 第74号仮処分命令申立事件における審尋(第5回)の過程において、債務者らと均衡を失することのないよう相応の配慮をすることが適切と考えるとの提言がなされており、申立人との協議の結果、相応の配慮をすることで合意に達したため、解決金を定め和解を成立させたく提案するものであります。

13ページ、資料1をお願いします。

この申立書は、平成20年1月23日に島本昌本人から町にいただきました申立書の写しでございます。読ませていただきます。

お魚らんど海山の立ち退きに関し、解決金等について、これまで貴町と交渉してまいりましたが、要望が聞き入れられないまま、立ち退き期限が来て、9月30日をもって立ち退きました。

しかしながら、他の2名は、居残る等の手段で要求した中で、このたびの町が申し立てた建物明渡しの仮処分申立事件において、和解という方法が示されております。和解解決ということになれば、他の2者に対し、和解金を支払うことになると思いますので、これまで彼らと同様に参入してまいりました私についても、同様に解決金のご配慮を賜りますようお願いいたします。

14ページをお願いします。資料2でございます。この審尋調書は平成20年1月10日に津裁判所で行

われました第5回の審尋調書の写しでございます。15ページをお願いします。上のほうに、なお、債務者らとの間で和解が成立する場合には、債権者は、お魚らんど海山グループの申立外島本昌に対しても、債務者らと均衡を失することのないよう相応の配慮をすることが適当と考えるという調書があります。あと、2番以降につきましては、和解の条件については裁判官から和解条件から外すという報告がありましたので、省略させていただきます。

次、16ページ、資料3をお願いします。お魚らんど海山の建物明渡し仮処分命令申立事件和解に伴う解決金としまして、島本昌氏に対する解決金の明細でございます。所得補償として742万円、商品在庫補償として6万円、従業員解雇に伴う費用として18万円、計766万円。国からの補償286万5,990円、差し引き479万円となっております。以上で議案第2号の説明を終わります。

議員の皆様、ご審議のほどよろしく、ご承認をいただきますようお願いいたします。

議長

太田財政課長。

太田哲生財政課長

平成19年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の内容について説明いたします。

議案第3号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

平成19年度紀北町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,851万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億627万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年1月30日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。それでは予算書の7ページをご覧ください。19款 諸収入、第5項 雑入、第6目 雑入は1,851万1,000円を増額いたしまして、7,900万4,000円とするものであります。お魚らんど海山移転補償金の増額は1,851万1,000円であります。この補償金は建物移転補償契約後に国土交通省から支払われる建物移転補償金であります。以上で歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の説明をいたします。8ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第11目一般訴訟費は1,696万円を増額しまして、2,096万4,000円とするものであります。地域水産物展示販売施設に係る仮処分命令申立事件関係費の増額は1,696万円であります。委託料は63万円で代理弁護士委任委託料であります。補償、補填及び賠償金は1,633万円であります。仮処分命令申立事件の和解金及び解決金で3人に対するものであります。

第5款農林水産業費、第3項水産業費、第2目水産業振興費は155万1,000円を増額しまして、5,427万6,000円とするものであります。地域産物展示販売施設管理費の増額は155万1,000円であります。委託料は7万1,000円で中部電気保安協会管理委託料であります。使用料及び賃借料は148万円でお魚らんど海山施設用地賃借料であります。賃借料は平成19年10月から平成20年2月までの5ヵ月分であります。

以上で、平成19年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは議案第4号についてご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。

議案第4号 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号）請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 国災第1531号 町道白倉1号線道路災害復旧工事（分割14号） |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約の金額 | 変更前 5,361万3,000円
変更後 6,279万4,200円 |
| 4. 契約の相手方 | 紀北町海山区便ノ山518番地2
谷建設有限会社
代表取締役 谷 晃史 |

平成20年1月30日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

設計変更による請負変更契約の締結にあたり、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

それでは、設計変更の内容についてご説明いたします。

まず、9月定例会で工事請負契約締結の議会議決をいただきまして鋭意工事を施工してきましたが、工事箇所の一部に岩の塊が積み重なったような不安定な地質がございまして、これが非常に崩れやすい地質でありまして、二度にわたり崩落が発生しております。まず、11月23日でございますけれども、この時点では擁壁工の床掘りがほぼ完了しておりました。しかし、工事の起点付近で法面の崩落、幅約10m、高さ8mが発生しまして、床掘り完了部分のほとんどが埋まってしまいました。これによりまして、安全性の確認と設計変更を必要といたしますので、まず、請負者に工事の一時中止を指示いたしました。続きまして、12月3日でございますけれども、町道の上にある三重県管理の保安林管理道路でも2ヵ所の崩落が発生しまして、保安林管理道路の擁壁と山腹の法面が非常に不安定で危険な状況となりました。このため、工事をまず継続するには、崩落した箇所の処理、また、不安定となった擁壁の撤去及び山腹法面の安全性の確保が不可欠となりました。このようなことから、平成19年度内の完成が見込めなくなり、国の補助の災害復旧事業でありますことから、県をとおしまして、繰越の手続きや変更の追加工事について国交省、また財務省、財務局と協議を行っているところでありまして、現在、これらの承認の見通しがついているという現在の状況でございます。

続きまして、資料に基づきまして説明させていただきます。18ページでございます。工事費及び工事概要でございます。変更前の請負金額5,361万3,000円、また変更後、請負金額6,279万4,200円でございます。変更前請負金額と比較いたしまして918万1,200円の増額でございます。これにつきましては、約17%の増でございます。

続きまして、工事概要の主な変更でございますけれども、説明にありますように補強土壁でございますけれども、29㎡の増、これは擁壁高さの変更によるものでございます。また、鉄筋挿入工、79孔の減でございますけれども、床掘り工事の結果、安定した岩盤を確認できましたので、これについては減額といたします。また、モルタル吹付工でございますけれども、町道路面から保安林管理道路の法面が崩落したことによって、これのモルタル吹付を増すものでございます。また、補強土壁
(2) 延長15mでございますけれども、これは新規の追加でございます。また、仮設モルタルの吹付工、面積1,260㎡でございますけれども、これにつきましては、保安林管理道路から上の法面を安定させるために施工するものでございます。また、

工事期間でございますけれども、現在、20年3月10日までの工期となっておりますけれども、概ね、これらを施工するには、約4ヵ月間の延期が必要となってくることから、本日、議決いただきましたのちにですね、今後、工期を延長する予定でございます。

続きまして、19ページの資料2でございますけれども、町道と白倉1号線の平成16年災の被災箇所分割1号から14号までを示すものでございます。

次に、資料20ページの資料3でございますけれども、平面図でございます。これにつきましては、構造物の施工位置、また、町道の位置、保安林管理道路の位置を示す平面図でございます。

次に、21ページの資料4でございますけれども、標準断面図でございます。これにつきましては、本工事の標準的な工法、断面を示すものでございます。

説明につきましては以上でございます。

議長

以上で提案理由の説明並びに、内容説明を終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

今、提案の趣旨、内容説明があったのですが、議案第2号の議題ですが、議題名ですが、申立事件の和解についてとなっておりますが、争いがなかったはずなのに、なぜ和解なのか。これは民法並びに民事訴訟法に3種類の和解の根拠が書かれていますが、議題にする場合のですね、なぜ、和解なんですか。この島本さんとは争いがなかったんでしょう。期限が来て。ちょっと説明してください。これで受理されているのですから、議長は。和解についてとなっているが、争いがなかったのに、なぜ和解なのか。地方自治法の96条の12項には議決を要する和解がですね、ところが、どういうケースかというのは、3通りあるわけですが、どの例にあたるのか。民法、民事訴訟法で3種類ありますけれども、私、ちょっとこれよくわからないので説明を願います。

議長

事務局長に説明いたさせます。

事務局長。

中野直文議会事務局長

議案第2号の仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解についてでございます。

す。先ほど、北村議員が議事進行されましたように、第96条の議決事件の中に、12号としまして、1項の12号に、和解ということについて、議決を求めるということになっております。その和解につきましては、先ほど3点ございまして、今回の議案第2号につきましては、民法第695条の規定による裁判外の和解ということで、いわゆる私法上の和解ということでございます。これにつきましては、事件としましては、別紙の資料1、申立書、平成20年1月23日に本人から紀北町長宛てに申立がありましたので、これは司法上の和解ではなしに、裁判上の和解じゃなしに、民法第695条の規定による和解として議案として取り扱ったものでございます。以上でございます。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

ちょっと理解しにくいんですけども、こっちじゃないんですか。民事訴訟法の275条の訴訟提起前の和解じゃないんですか。例えば、申立が私法に対する和解。町長に来ているわけでしょう。裁判所に来ているわけじゃないんでしょう。申立というのは。裁判官にいつているのですか。この島本氏から。何か訴訟を起こしそうだから和解をするという民事訴訟法の275条の援用じゃないんですか。ちょっと教えてください。

議長

事務局長。

中野直文議会事務局長

訴状前につきましては、あくまでも裁判に持ち込まれているということでございます。

6番 北村博司議員

島本さんが持ち込んでいるの。

中野直文議会事務局長

島本さんについては、民法695条の裁判以外の和解ということでございます。そのような扱いを申立がありましたので、裁判以外の和解として、民法第695条の規定により和解の議案を提出したということでございます。

議長

ここで11時まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 48分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11時 00分)

議長

これより各議案に対する質疑を行います。

日程第5 議案第1号 仮処分命令申立事件の和解金を定め和解することについてを議題といたします。

質疑を許します。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

19番 奥村です。今回のお魚らんに係るですね、諸問題につきましては、本来、これは当時の執行責任者がですね、苦心惨たんの末、漁業の振興のためにとってきた補助金であると考えます。とするならば、これは非常に大切なお金であります。この漁業振興の、町民の、海山区、海山町の漁業振興のためにとってきた補助金がですね、この平成8年度から現在に至るまで、その使われた内容を見るにあたりですね、漁業振興どころか町民の利益に反する支出ではないかという疑問を私自身が持っておりますし、また、海山区の皆さんもですね、この問題については非常に高い関心をもっているわけです。だから、私が先ほどテレビ放映について賛成しましたのはですね、こういう問題を町執行部はですね、今回の問題については十分説明責任を果たしていないと考えるわけですから、テレビ放映に賛成したわけであります。さて、先ほどの前段に申しましたように、本当にこの補助金がですね、血税が町民のために使われたのか、海山区の漁業の振興に使われたのかという観点に立つならばですね、次の質問を誠意を持って答えたいと思う次第であります。

まずですね、地域産物展示販売施設お魚らんの事業化の経緯、これによって補助金の目的と、それからどう使われるべきかという本質が明らかになるのではないかと思いますので、地域産物展示販売施設お魚らんの経緯を求めるものであります。詳細な経緯を求める。

2. 同施設の運営主体が予定されていた肝心の海山漁協が撤退した経緯も、これは明らかにしなければならぬのではないかと思います。いわば、地域の住民がその後、県のほうに意見書を提出して、この施設は間違っているのではないかとと言われて初めて県のほうが行政監察を含めて入ったやに聞いて

ておりますけれども、ここの海山漁協が撤退したときを基点として、直営からわけのわからないような運営主体になってきたというふうを考えるものでありますので、この海山漁協が撤退した経緯というのが一つ明らかにされるべきだと判断するのであります。

3. 開設以来、民間業者は許可によって運営をしてきた背景と契約内容。これは公募が必要があったのではないかと。随契でいいのか。あるいは担当副参事に聞きますと、これは業者のことを考えて随契をしてきたと、公募をせずに随契をしてきたという話も聞いておるのですけれども、正式にこれは明らかにしてもらわないと、双方にとって、言った、言わないも含めて非常に不明瞭な部分があるのではないかと思うわけです。それから補助金も含めてですね、2億1,000万円という持ち出しをしているわけですね。これについても維持管理費と補助金支出の詳細を求めるものであります。

5. このお魚らんどの問題はですね、高速道路のルートの変更によって生じたものであります。平成7年度に国土交通省が町の審議会にかけ、平成8年度には確か県の審議会にかかっているはずなんです。そのころは本線しかなかったはずなんです。ところが様々な経緯があって、現在のところに国道の接点ができたわけですけど、これについても真にですね、町民のための高速道路の、町民のための高速道路かということについては、極めて曖昧な部分があるわけです。一部の土地持ち、あるいはいろんな黒い噂を聞くわけですよ。黒い噂かどうかわかりませんが、いろんな不満が出てきておるわけですよ。これについてもすべてオープンにしてですね、する必要があるので、高速道路のルート変更を行った経緯、設計協議、住民説明会での会議録を求めるものであります。

6. 指定管理に切り替える際の協議内容。担当職員の復命書、報告書、これを求めるものであります。なぜならば、町はこのように言った。業者の皆さんは、いや、こんなことは聞いていない。判さえ押せばいつまでも続けられるというふうに聞いたとか、こんなわけのわからんようなね、やりとりで権威ある議会及び責任ある議員としてですね、とても今回の和解内容を飲めといったって、これは絶対に応じられない。

以上の質問についてですね、私が質問した経緯について明らかにしていただいて、精査をしたうえでないとですね、これはとても責務を果たせないというふうを感じるわけであります。

それから、これは町執行部は自ら勉強をしないでですね、すべて弁護士に任せてあったのではないかと思うわけであります。したがって、弁護士の見解を今回の和解にあたっての見解を示していただきたい。それから公募については言いましたね。それから平成19年度ですか、初めに本来、国土交通省と業者との話し合いがすべてだというふうに言っていて、それについて、そのへんの示されたそれに不満である。解決をしないためにですね、聞いたところによりますと、業者については200万円や

300万円ではとても無理だという話で、国土交通省が増額を検討するために、去年の3月31日付けの契約をですね、半年間延ばしたというやに聞いておるわけですがけれども、そのへんのやりとり。それから、今回、町長が引き継いでですね、今回のいわゆる、町長が引き継いだ後もですね、多大なる平成17年度は400万円ですか、町の持ち出しが。そのようなことについての全然これは是正する必要があると思わなかったのかどうか。以上の点について、詳細な関係資料の提出を求めるものであります。

議長

町長。

奥山始郎町長

私のお答えできる範囲でお答えさせていただきます。事業化の経緯、事業をやった経過というものはすでに、これまでの経過期間の中でですね、議会にも旧町ですけれども、説明をし承認を得ているものであります。したがって、説明会においてもですね、時系列でお示しをさせていただいたのでございます。それから、海山漁協が展示販売事業から撤退したのは、いろいろな理由があったと思いますが、今、ここで資料を持っておりませんが、それなりのしかるべき理由があったものと私は推察しております。

それからもう1つ、次に2億1,000万円の詳細、これも明細を所有してませんが、課のほうでそれは説明がつくものと私は信じていますし、そう思っております。

それから、高速のルート変更につきましてはですね、これは国交省がそこに住む人たちの利便性のために、議員がおっしゃったのは最初、本道だけだと言いましたけれども、両区、つまり海山区と紀伊長島区にインターチェンジを設けるということは以前から要望されていて、それが予定されておりました。そのうえで国交省が決めたものであると、そういうことでございます。

復命書、いろんな報告書、そのものについてはですね、できるだけあなたに提示できる範囲内で提示をさせていただきます。

弁護士にすべて任せた。弁護士といえどもですね、代理人としての職務はやりますけれども、我々の意向、我々の考え方を無視して代理人の仕事はできないものと認識しております。以上です。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

課長、足りないじゃないですか。

議長

中村産業課長。

中村高則産業振興課長

奥村議員のご質問の中で2億1,000万円の経緯ですけれど、事業内容と工事費ですけれども、議員説明会を去年8月27日に行いました。そのときに資料として出させていただきましたけれども、読み上げます。7年度の建設費としては9,817万1,500円。8年度工事費、備品購入費が236万9,000円と備品が146万6,747円。9年度の工事費としては用地舗装または看板の改修ですけれども、81万9,000円。10年度ですけれども、増築及び備品購入ということで、食堂部分の増築でございます。3,440万4,300円、増設に伴う備品購入として304万8,830円、調理部分の建物購入費として244万3,321円ということで、1億4,372万2,698円です。それとあと維持管理ですね。今までの維持管理を足しますと、2億900万円ということになっております。以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

今の奥村議員に対する答弁の中で、町長は漁業組合がこの事業参加しなかった経緯、ここが一番大切なところですね。だけど、それに対して町長はわからないと言ったけど、これは裁判にもなるような大きな問題になった経緯です。そして、地元の、今、課長なんかもおるわけでしょう。町長は紀伊長島から来たといっても、これくらいは町長、把握しとらなあかんのじゃないですか。それをわからないというような答弁は通るんですか。

議長

奥村議員の今質問中なので、奥村議員から指摘があつて、答弁されると思いますので。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

私が言っているのは、一般質問でもそうですけれど、皆、議員そのものの質問の仕方があつてですよ、そして、同じ質問をしないようにするわね、これ。そのときには、私どもも今からしようと思ったことを言ってくれたから、これ議員としての1回の質問は終わります。だから、議会ルールとして3回しかできない。このような中で答弁されたら、答弁になっていないものは、私らも聞きたいわけですよ。同じ気持ちで。だから、それを答えるのが町長じゃないのですか。

議長

いや、いや、答弁漏れについては、回数は数に入れませんので、奥村議員からその旨、指摘をお願いしたいと思います。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

答弁漏れについて指摘、先ほど申しましたようにね、これは海山の漁業の振興のためにつくられた補助金であります。これは苦勞されたと思います。前町長はね。であるが故にですね、真に、今までお魚らんどがですね、町民のため及び海山の漁業の振興のためになってきたのかどうか。そして、その延長線上に今回の高速があるわけです。なってきたんだったら別にですね、移転する必要はないわけです。はっきり言えば。ルートなんか変えればいい話です。極端なことを言えば。だから、そういう今までの経緯を明らかにすることによって、今回の移転をしなさいということが正しかったのかどうかという、根源にかかわる問題でもあるわけです。漁協に聞き取りを若干しましたところ、莫大な損をしたというふうな、莫大なんかどうか知らんけど、相当の損をしたと。撤退してよかったという話も伝わってきているわけです。その時に撤退を、肝心の主体が撤退してもよかったと。その時に何で、そしたらなおかつ、数千万のですね、漁協が撤退したのはこれは平成10年でしょう。11年700万円、12年600万円、13年度500万円、14年度500万、15年度600万と、この資料を出していただきたい。この漁業組合の経緯及び担当の復命。出せるか出せんのかははっきりしてほしい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

資料については、今、ある資料を探しておりますので、あらかじめ資料提供を言っていただければ、もっと早くできるんですけども、今、もう少し時間をください。

それからもう1つ、この事業は水産振興になっておるかどうかのあなたのご質問でありますけども、当時のこの事業展開として水産振興、漁業振興に効果があったと私は認識しております。

19番 奥村武生議員

答弁違うよ、これ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

ちょっとやり取りを拝聴しておりますと、まあ、それは議員説明会でしたとか、旧町の議決を得ているからというのは、私はね、これは本会議ですから。議員説明会というのは非公式の何の法的根拠

もない、公開もされていないところで、資料を渡したとか、説明したとかというのは、いやしくも本会議ではね、仮に議員説明会で説明を受けとったにしても、本会議で請求された、それに真摯に答えなあきませんよ。資料を請求されたら、出すか、出さんか明確にせなあかんですよ、議長。議員説明会は何の法的根拠もないですよ。

議長

北村議員の議事進行にお答えいたします。私もそう思います。理事者のほうとしては的確な答弁をお願いしたいと思います。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

資料提供の件なんですけども、2億1,000万円ですか、その経費についての詳細な内訳というのですか、またあとで、後日、渡したいと思います。それと経緯といいますか、実施経過についてのまとめがありますので、それでよろしいでしょうかね。今から渡しますので。

議長

説明できる範囲で説明してもらわないと、今日、判断せなあかんで、後日というのはちょっと具合が悪いと思います。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

実施経過についてちょっと、内容について報告させていただきます。平成6年度、平成7年度沿岸漁業活性化構造改善事業、事業主体海山漁協として計画を立てました。その後、平成7年6月26日、平成6年度から計画した当事業が海山漁協臨時総代会で否決される。当事業計画は平成6年6月29日の漁協正副組合長会議で当事業を実施することを決定し計画を進めていたが、11月の水産庁ヒヤリングにおいて食堂の要素をもった試食のコーナーが補助対象外となると、計画の検討が求められた。その中で県の指導として、町及び第三セクターで実施することを検討してはという提案があった。組合長は組合で行うという強い意思を示し、計画通り組合で実施する方向であることを確認した。平成7年5月29日に漁協の総代会が開催されました。計画が固まっていなかったため、この件については付議せず、6月9日の臨時総代会に付議したところ、事業計画が事業者全体に説明がいきわたっていなかったこともあって、この案件は否決された。平成7年7月7日、町が事業主体となって実施することを理事者が決定する。決定するにあたり、町が事業主体になって実施するかどうか検討した内容は、次のとおりでございます。

1つとして、水産施策として、漁業及び地域の活性化策として計画したことの意義。

計画を廃止することによる今後の補助事業の影響。

町が物販事業をすることの困難性。計画の時間が少ない中で計画を樹立することができるか。また、関係する町民の理解が得られるか。その検討の結果、町が実施するにはかなり困難が予想され、計画時間も少なく十分な計画が立てられないのじゃないかという意見があったが、水産施策として、実施する意義が大きいと判断されたと、こういう内容ですが、よろしいでしょうか。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

復命書とか報告書は直ちに提出してもらいたいがどうですか。そして、説明は不十分ですよ。大体、こういう2億からの金をつぎ込んでおいて、その延長線上にあるお魚らんの処分についてですね、処理について、こんなことでは、前から言っていたように困るんですよ。挙句の果ては、裁判所の言うことを聞く。最後はこのように決着したい。復命書及び報告書を直ちに出していただきたいと思えます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

参入業者さんとの打ち合わせの復命のことをございましょうか。

議長

奥村議員。

19番 奥村武生議員

そうです。そして、副参事が随分ノートに書いていたようですけども、個人的に求めたものですから。そんなのも個人的なじゃなしにですね、業者の死活問題及び町の重大な進路の決定にかかわるものですから、副参事からそのノートを写し取ってでもですね、今までの業者とのやり取り、すべてを明らかにしてもらわないと、これは賛同できるものではございません。したがってですね、資料提出を求める動議を提出したいと思います。

議長

動議については、賛成者がございませんので、否決されました。

19番 奥村武生議員

議長、これを出したいと思います。文書を出したいと思いますので、お願いしたいと思います。資料提出を求める動議です。賛同者も何人かおりますので。

議長

ただいま動議が提出されたのでその内容について、事務局長のほうから説明します。

中野直文議会事務局長

ただいま、提出者議員 奥村武生、賛成者議員 北村博司、同 谷 節夫、この3名から資料提出を求める動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議成立ということでございます。

提出理由につきましては、お魚らんど海山問題について、これまでの説明では経緯に不透明な部分が多いので、事実を解明するために必要な以下の関係資料提出を求めますということでございまして、

1. 地域産物展示販売施設お魚らんど海山事業化の経緯
2. 同施設の運営主体が予定されていた海山町漁協が撤退した経緯
3. 開設以来、民間業者に許可によって運営を委託してきた背景と契約内容
4. 町費による維持管理費と補助金支出の詳細
5. 高速道路のルート変更を行った経緯、設計協議・住民説明会での会議録
6. 指定管理者に切り替える際の協議内容、担当職員の復命書・報告書など

以上でございまして、この動議につきましては、早速コピーをしまして議員各位並びに理事者に対しても配布させていただきたいと思います。

議長

ただいま、奥村議員から動議が出され、所定の賛成者がございました。そして、採決いたしたいと思いますが、奥村議員の資料提出を求める動議について、賛成の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

賛成多数で可決されました。

議長

したがって、資料の提出を求めるため、暫時休憩いたします。

(午前 11時 30分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1時 07分)

議長

ただいま奥村議員の質疑に対して答弁漏れがございましたので、その答弁漏れのところをもう一度、理事者側をお願いしたいと思います。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

先ほど、確か回答がなかったと思うのですが、いわゆる売上高からいって非常に業者の負担が安いことも含めてですね、いびつな町の負担について、どう考えるのかというふうに言ったと思うし、なぜ、公募しなかったかということに、当初から、なぜ公募しなかったのかということについても明解な回答をいただいているんですけど、その2点です。

議長

奥村議員、最初に言ったのがちょっと理事者が聞き取りにくかったので、もう一回ちょっと。

19番 奥村武生議員

前に私が主張して出していたいただいた平成8年度から平成18年にいたる表ですね、これに基づいて質問したわけなんですけれども、こういうふうに本来、どういうテナントであってもですね、2割くらいくらいが、20%くらいが業者の負担がベストであるにもかかわらずですね、7%から9%に11年度くらいから、海山漁協が撤退したくらいの中から業者の負担が7%から9%くらいなんです。非常にいびつな負担について、町長はどう思うかということをお願いわけです。どう考えているのかと。

それから、最大の論点となった公募をしていないことについては、なぜ、当初から公募しなかったのか。副参事の聞き取りによるとですね、業者のことを考えて公募しなかったんだと。外れると非常にかわいそうだということもあったというふうに聞き取りに答えているんですけども、そういう場じゃなしにこの場でやっぱり、なぜ公募をしなかったのは最大の失点になっているわけですよ。その点を2つ聞いたわけですけど。

議長

町長。

奥山始郎町長

奥村議員のご質問にお答えいたします。なぜ公募をしなかったのかというご質問でございますが、平成15年度の食堂部の島本水産が撤退届けを提出いたしました。16年3月19日に出ています。それです、16年3月23日に南海日日及び紀勢新聞に募集広告を出してございまして、公募しております。同3月28日、応募者、小山哲央氏1件だけでございますので、これを採用したということになります。それからもう1つありますが、指定管理者のときにですね、平成18年9月1日から指定管理者に移行したわけですが、その際は、これは19年の3月末をもって、これを明け渡すということになってございまして、6ヵ月間のものであります。それが9月末までの途中で議会にお認めいただいております、期間を延長させていただいたけれども、最初のところでは半年ゆえに、これを1年に満たないものであるから、そのまま随契として公募しなかったものでございます。それでよろしいですか。

19番 奥村武生議員

違います。

奥山始郎町長

どこですか。

19番 奥村武生議員

いやいや、足りないのですよ。平成16年の初めの小山氏の入った部分についてはですね、今、お答えがあったけれども、17年はこれはしていないでしょう。17年度していないというふうに回答がありますよ。それから、18年度も一部していないのじゃないですか。この表によると。それから、私が求めているのは、8年度から15年度までの分も今、聞いているのですよ。公募しなかった理由というのを。そしたら、なぜ、先ほど町長から回答があった、16年度の島本水産の撤退に伴う公募されたことは事実なんです。これは私も調べております。本来ならば、この時点でですね、島本水産、山本水産、17年度も含めてね、これは公募すべきだったと思うのですよ。1業者だけ公募せずにね。この8年度から18年度の前半にわたってなぜ、公募しなくてはならない状況になったときに公募しなかったのかということを知っているわけです。そして、小山さんが公募された16年度以外の部分についても、小山さんも17年度は公募していないし、18年度の前半も公募していない。あるいは、海山漁協が撤退したときに、撤退したあと直営方式から、いびつな状態になったのですけど、そのことも公募していない。いわゆるこの前半の公募した以外の分を、公募しなかった理由を答えてくれと言っています。

議長

発言のときは挙手をしてお願いします。

町長。

奥山始郎町長

ただいまの17年度のときになぜ公募しなかったのかというご質問については、このときは、私は推量で申し訳ないけれども、入居者、店子さん以外に適当な人がいなかったのではないかなと拝察いたします。それから18年度については、もう、これあれですね。18年の9月1日から、指定管理者の制度に入っていくものですから、そのへんの事情を総合的に判断して公募しなかったと、こう申し上げたいと思います。

議長

挙手をして。

はい、奥村議員。

19番 奥村武生議員

その前のも聞いているんです。11年度、12年度、13年度、14年度、15年度ですね。島本水産、山本雅子さんですか、の15年度まで公募しなかった理由ですね。漁協が撤退した後。16年度、17年度についても、山本雅子さん、島本水産、公募をしなかった理由も聞いているのですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

11年から16年についてはですね、当時の行政としましては、申請者に対して1年限りの許可を出すような状況でありまして、その結果、申請者がいた、その方に許可をしたと、ゆえに公募しなかったと拝察することができますので、それで、今の私の推察ではですね、その程度までしか申し上げられません。

19番 奥村武生議員

説明不足ですけどね、まだ。議長、説明不足があるんですよ。

議長

奥村議員、的確に質疑をしてもらわないと、何か、理事者のほうがわかりにくいような感じでございますので。

奥村議員。

19番 奥村武生議員

答弁漏れの最後に16年度、17年度について、山本雅子氏、島本水産の公募しなかった理由。

それから、あと今回の事業売上高に対してのですね、業者の負担がわずか7%から9%というふうないびつな状態であったことが誰から見ても明らかであったにもかかわらず、町長が前町長から引き継いだときにですね、この問題をいびつと考えなかったのかどうか。その2点だけですね、答弁漏れは。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。17年、18年、なぜ公募しなかったかの理由については、今、先ほど申し上げたのと同じ理由であります。

それから、もう一つ、非常に店子さんの、つまり参入業者のですね、負担が軽かったということについては、私としてはこれまでの経緯を思っていますね、考えた時点で、そのような産業振興の姿勢をとっておられるんだなというふうに思っていました。以上です。

議長

ほかに質疑される方。

玉津議員。

7番 玉津 充議員

町長に3つ質疑があります。

1つは昨年12月議会でですね、和解金は支払う理由がないということを主張しておりまして、私もそう信じていました。多くの町民もですね、その思いだったというふうに推定されるわけですが、誤解を招かないためにも和解勧告の内容の公表が必要だと思うのでありますが、和解勧告の内容を町民に対して、どういう方法で行うのか。これを1つ質疑します。

それから2つ目、仮処分命令を申し立てる際に、顧問弁護士に相談したと思うのですが、そのときに顧問弁護士からどういう指導、指示があったのか。その件について質疑します。

3つ目、今回のですね、事件の責任だとかけじめをですね、どうつけるつもりなのか。質疑をいたします。以上、3つをお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

結果、仮処分の申立を行った結果ですね、和解勧告でこれを、私の考えとしてこれを受けてですね、皆様にご了解を得るということになりまして、もし、和解勧告が議会で承認された場合にはですね、今、頭に描かれるのはですね、紀北町広報きほくで広報する方法がいいのかと、今、検討中でございますが、そのようなことを考えています。

それから、弁護士より仮処分の申立を行うときにはどのような指導、指示があったかということですが、参入業者がお魚らんどから立ち退いていただけないということに対応する法的な手段としては、仮処分の申立が最適であるという指導を受けました。裁判となると、相当な時間がかかるということもあってですね、その時間については高速道路あるいは地権者等に相当なご迷惑なり混乱を生じるということを考えてわけでございます。

責任については、裁判所としましても、我々が申し上げた論理については、一応、了解を示しております。しかしながら、それ以外の専門的な広い視野からですね、和解したほうがよろしいのではないかという勧告を受けました。弁護士とも相談の上でですね、町としての対応としては、間違いということはないのではないかと、これが和解が成立した場合にはですね、お互いの主張が裁判所において、よく調整されたというふうに考えるべきではないかと考えております。

7番 玉津 充議員

はじめとか、責任の問題については。

議長

答弁漏れです。町長。

奥山始郎町長

責任ということについては、私としては精一杯やりましたけれども、全面的に認められなかったんで非常に残念でございますが、今後の処理に対して適性に行っていきたいと考えております。

議長

玉津議員。

7番 玉津 充議員

まず、1つ目のですね、どういう方法で町民に知らせるかという方法ですね、私もテレビを期待していたのですが、テレビはなくなったので広報しかないのかなというふうに思いますが、その広報でするにしてもですね、その内容、和解勧告の内容、そのまますべて出すのか、それとも町長のですね、考えをそこに入れてするのか、そのへんですね、思惑についてもう一つ回答いただきました

いというふうに思います。

それから、顧問弁護士の問題なのですが、顧問弁護士についてはですね、町長の先ほどの回答だと、仮処分の申請を行うということに賛同だということですから、弁護士自体も和解金を支払う必要がないというふうな指導だったんですね。その辺をお聞きします。

それから、責任、けじめについてはですね、これは1つの事件ですから何らかの責任を取らせるべきだと思うわけですが、私としては、先ほど申し上げたように、弁護士のですね、手腕に疑問を感じます。したがって、そのへんのですね、責任についてどういうふうに町長自体が、この顧問弁護士の責任についてどういうふうに考えているのか、それをお尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

先に言われた公表の方法ですね、これは和解案とか、いろんな経過とか、それを全部載せる紙面はおそらくないと思います。ですから、町民の皆さんがお読みになってわかりやすいように趣旨をよく簡潔に申し上げたいと思います。

それから、弁護士の評価については、弁護士としては一生懸命やっていたということの評価しておりますし、この方の手腕とか能力については、私がほかに比べるものをもっていないし、しかも誠心誠意、この方はですね、努力してくれたと、そのように考えております。

議長

玉津議員。

7番 玉津 充議員

町民に知らせる方法と内容についてであります。やはりですね、これは裁判所の勧告に基づくことであるので、裁判所の文章をですね、そのまま載せるのが本来の姿じゃないかと思えます。そこに第三者の考えが介入することはですね、許されないだろうというふうに思えます。そのへん。特にですね議案書のですね、5ページの上から2行目から中段にかけての文章ですね、このへんが非常に大切なんじゃないかと思えますので、ご配慮をお願いしたいと思えます。お願いするのはおかしいですね、質疑ですから。そういうことでどうでしょうか。

それからやっぱり、顧問弁護士としてのですね、適切な指導ができていないと私は思うわけです。和解金は支払う理由がない。それに対してですね、やはり、本当にそうなんだろうかと、結果的には支払わなければいけないようになったわけですから、そのへんのですね、先を読んでですね、そ

れを考えて適切に指導ができていないという結果だと思うわけです。そのところに私は責任が生じてくると思います。それから、この問題はですね、この仮処分申請だけじゃなくって、誤ったですね、警告書、いわゆる電気だとかですね、水を止めるというような文書の配布、これらもですね、結局適切な指導でなかったわけですね、だから、顧問弁護士についての責任の追及と、そのへんのけじめをですね、つけていただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

まず、広報する場合には、5ページの資料の重要な部分をという助言ですね。あなたの助言については、これを全部そのとおりというわけではないけれども、よく受け止めてですね、対応したいと思います。

それから、弁護士としては、何回も言うようですが、自治法の238条とか、条例等について、町がとるべき態度としては、それは適切であるというふうな指導をいただいたし、私もそう思ってまいりました。しかしながら、裁判所の判例だとか、それからこれまでの事業そのものの経緯等を考えたうえでですね和解が出たんですから、それを、そこまで予測することは、大変私どもとしては難しかった。弁護士としても裁判所のことですので、そこまでわかったかどうか、そのところは図りかねますので、やるだけの知識と、持てる知識とやるべき手は打ったと、そのようにご報告いたします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

東 篤布議員

1番 東 篤布議員

1番 東 篤布。ちょっと今この奥村議員からの資料提供ということで、今、ざっと読ませていただいたんですけども、僕は当初ですね、思っておったのは指定管理者制度を導入したのは18年8月31日に決定して、契約が9月1日から19年の3月31日まで、その前に行われたのが高速道路の2回目の説明かな。その後で管理者制度が導入されている。これは非常に町にとって不利なのかなと、先ほど前者議員もおっしゃいましたけれども、5ページに載っているように裁判所もそのように判断している。私もこうっておったんですけども、その以前にですね、県から16年に、このインターの第1回目の説明がある以前からですよ、16年に県よりこの契約の改善をなさいと口頭であっ

た。これ16年ですね。これには何月と書いてないですけど。17年9月20日にですね、通知でもって出されているわけです。ということは、2回目のインターの変更のですね、これがある前になされているわけですね。ここ微妙に違うわけです。僕が勘違いしておったのは、2回目の説明があった後で、確かに管理者制度の導入をされたのは2回目の説明の後なんですけれども、県からそのような通知をいただいてですね、国のほうにこういった指定管理者制度にさせていただきませんかというのをやっておるのがですね、この説明会の以前になっておるのですね。17年9月の29日に国に変更の届けを出している。ということは、高速道路のインターの変更があったないにかかわらず、当然、町は以前から指定管理者制度の導入を決定しておったと、こう受け止めてよろしいでしょうか。まず、この疑問点だけ1つ質問させていただきます。でないと皆勘違いしとるんじゃないかならうかと思います。この資料が出てきて初めて僕は知ったわけですね、今まで課長の説明ですと、2回目の高速の説明会の後で、さもこの指定管理者制度が導入されたと、もちろん契約はそうなんですけど、その以前から町はそれを計画しておったという。

議長

挙手して。

1番 東 篤布議員

ごめんなさい。そういうことなんですか。それでいいんですね。

議長、ちょっと補足します。

議長

東 篤布議員。

1番 東 篤布議員

だからね、ここのところを奥村議員から資料の請求されて出てきて、やっと初めて明確になった部分でして、この点を理解しておられたとするならば、議員説明会などでもですね、担当課長からの説明はですね、明確に2回目の高速の説明があった後で管理者制度云々ではないのですよ。その以前から16年から県から改善の口頭での命令がありました。17年9月に通知がありましたと。この通知があったのは第1回目の高速の説明会の後なんです。では、この時点からすでに管理者制度の導入は町としては検討しておったということであれば、契約を結んだのはこの説明会の後になりますけれども、その前から計画があったん。だから、その計画の時点でお魚らんの皆さんと話し合いがあったのかどうか大きな争点の違いになってくると思います。もし、それがあったのであれば、裁判所の判断がされておるですね、この指定管理者制度の導入は移転を前提としたうえでの管理者制度の導入だけ

ら、不利益を被らないことが当然の前提であったと考えられる。いわゆる、その契約書にサインさせるときには何らかの話し合いがなされたと、いわゆる原告側のあれがですね、受理されている形になっているわけです。だから、ここで明確にしておきたいのは、時系列の問題とですね、当然、県から改善要請があった17年9月20日に通知をいただいたときに、18年1月までにお魚らんの皆さんと協議をされたかがちょっと問題になってくると思うのですが、どうでしょうか。まず、これが1点。2点目はまたその後で。

議長

町長。

奥山始郎町長

県の指導としましては、町営でやることには、それはかまんと思うけれども、許可制度をするのはどうかと思うと。許可制度ではなくてですね、指定管理者制度にしたほうが通りがいいですよという指導があったわけなんです。以上です。

議長

東 篤布議員。

1番 東 篤布議員

ならば、あえてお尋ねしますがね、平成6年にこの事業計画がなされて、これは漁業組合が事業主体となってやるよとやってやっています。であるのかかわらず、その1ヵ月後ですよ、この6月に海山の総代会で否決されているわけです。この資料を見ると2つ日にちが載っている。6月26日、6月9日、どっちか知らんけど、ともかく否決になっているわけです。その後で、同年平成7年7月7日にですね、合併前の海山町は、町が事業主体でやるということですね、理事者が決定されたと、この資料には書いています。これはいいんです。いいんですけど、このスタートの時点から事業主体がまず変わってしまったということ。事業主体を変えたからこそ肝心の運営方針が間違っていると指摘されたのかどうかですね。こういう点とですね、当然、このように指定管理者制度を導入してはどうかと県から指導があったんですと、町長はこうおっしゃいましたが、その後でですね、災害があったのではないですか。16年9月29日の災害が。当然、この時点でこのお魚らんどをどうしようかという協議があったはずですよ。なぜならば、この災害の以前から県から改善命令が口頭であれ、文書であれ出てきておるわけですから、16年9月にですね、災害があったときに、これどうするのか否かの話し合いをされたと思っています。その点はどうかであったのかなということですね。

管理者制度の導入、これ一番気になるのは、先ほど前者議員が言ったように、町長がおっしゃるよ

うに、私も指定管理者制度であれば損害賠償請求を払う必要はない、ほかの議員もこうおっしゃって
いまして、私もなるほどそうだなとこう思っておりました。僕の主張しておったのは、このような前
町長からやってきた事業を止めることなく、今後の海山の発展のためにも、この高速道路を利用して
物産の販売所を移転補償ももらったんだからやられてはどうですかと。そうすれば地元の業者ともめ
ることもないのではなかろうかと、それが僕の持論でした。ただ、損害賠償請求については、管理者
制度を導入するときに先方との話し合いでですね、なんらかのこちらに瑕疵がなければ、当然、損害
賠償請求を払うことはないという、私もこう信じておりましたし、町長のお答えを聞いておしまし
てもですね、当然、そうであったろうと。当然、弁護士さんの判断も間違っただろうということで、
予算にも賛成させていただいたわけですからね、裁判所の文書を読ませていただきますとで
すね、この立ち退きが前提となっているにもかかわらず、管理者制度を導入したことに、というこ
とは、当然、債権者、債務者との話し合いの中で何らかの約束があったとみなしても、みなされても仕
方がなかろうというふうに僕は読めると思うのですけども。町長もその点で損害賠償請求、和解金を
払わなければならなくなったという自覚はお持ちなんではないでしょうか。町長は払わなくてもいいと思っ
ている。私もそう思っています。説明を受けた議員もそう思っておった。しかしながら、裁判所の判断
はいわゆる立ち退きが前提となっておる建物にわざわざ管理者制度を設けてですね、立ち退きを要求
する以上は当然、向こうとのなんらかの折衝があったであろうと、そう判断するから、和解金を払い
なさいとこうなっておるわけでしょう。であるならば、我々の議会での説明会でですね、この点が不
足でなかったかどうかと、こう思うわけです。だから、明確に町長はこちらのこういった点がですね、
違ったと、だから、裁判所はこう判断されたと、その点を明確にしておかないと、町民の皆さんの理
解が得られんのではないかとこう思うわけですし、その点を町長にお尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者議員にも申し上げたとおりですね、町の先ほどの自治法238条とか条例とか、それから244条に
ついては、町がその補償しなくてもいいという論理がそこに書かれておるわけなんですけども、それ
ゆえにですね、町としては払わなくてもいいという判断に立ちました。しかしながら、そういう結果
の流れで仮処分の申立をやった結果、和解勧告が出まして、より裁判所ですね、幅広い考察があっ
てですね、それを聞いたうえで、なるほどその辺の考慮も必要であるし、また、もう一つは高速道路、
それから地権者の問題、債務者、債権者、両方が良くなるようにという判断をさせていただいたわけ

であります。

議長

東 篤布議員。

1 番 東 篤布議員

今の答弁がですね、私の質疑がちょっと説明不足であったかと思しますので、ちょっと言い直しますとですね、この5ページを見てください。上から2行目、指定管理者制度への変更はとこう書いてあります。それから下も前提あったと考えると。この部分を読んでですね、私はこれがあったからこそ和解金を払わなければならなくなったとこう判断します。だから、町長も当然、高速道路がくるからとかですね、そういう後からきれいに取りまとめてしまうのではなくてですよ、信じて戦ってきたけれども負けたんでしょう。負けた理由はこれなんでしょう。だから、町長もこれを僕と同じようにですね、こちらの瑕疵を認めるんですかと、こう言っているんです。誰が交渉したのかしらんけどですね、どのような交渉をされてですね、このような町民にとって不利益な折衝を先方としたのか不思議でならんわけです。資料請求にはそれは出ておりませんけれどもね。出なければ、裁判所はこんなこと言わないでしょう。法律に則ってやってきているわけじゃないですか。管理者制度というものを。誰が見てもこの管理者制度について和解金を支払う必要はない、まして付け加えていうならば、土地代にしても、居座ったんだから、あの人たちが払うべきだと思いますと、前回の説明会でそうおっしゃったようにそう記憶しているのですが、今回の予算書には地代も払うことになっている。その都度、その都度説明が一転二転するのでは困るんでして、だから私はこの文章の3行に凝縮された意味をですね、町長はどう取っておられるのか、それによってですね、なぜ、和解金を払わなければならなくなったかが明確になるのではないかと、こう思うわけです。ここに書いてないの、ここにも書いてありますけどね、全然関係のないところで高速道路云々と、それはまた後の話でして、今回の管理者制度がですね違法であったかならうかという点についてですよ、違法でないのであれば、なぜ、和解金を払わなならんのですか。それを住民に説明していくためにですよ、はっきりしてくださいというのは前者議員も含めて、全員の思いだと思わけてして、その点をこの3行に凝縮された文面を町長は読まれてですね、どう受け止めておられるか明確にお答え願いたい。これは2つ目の質問です。明確になっていないもん。高速道路の早期完成を目指して、そんな話しとらへん僕。それは後で取っつけた理由でしてね、負けた理由にはならんです。当然、課長らもこの文章で自覚しとると思うよ。それを前者議員もどうやって責任をとおっしゃっている。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘の意味がわかりましたけど、私の頭の中ではですね、今まで申し上げたとおり、町としては払うべきものではないという認識のまま進んできたわけでありまして。しかしながら、裁判所としてはこういう判例もあって、なかなかそこは難しいだろうけども特殊な事情によってですね、払うべきものではないのかと、相当であると解されるといふふうに和解勧告がでたものですから、私もそこを理解いたしましたわけでありまして。

議長

東 篤布議員。

1番 東 篤布議員

私はその裁判に立ち会ってませんのでね、この書類、文面を見るしかないわけですけど、過去の事例を踏まえて、裁判の事例を踏まえるのはよくわかるんですけども、これを読むと長いこと使用されておった皆さんのどうのこうのと、そんなことで法律がいがめられるとは僕は思えんですがね。そもそもスタートの時点から問題があった事業であることは確かです、いわゆる48.5%ものですね補助金を出してやっついていいのかどうかという指摘もあったのではなかろうかと思えます。それは今後のですね、今、お魚らんどだけじゃなくてほかにもあるわけですから、それを今後失敗しないためにもこれは明確にしていきたい、こう思うわけです。

最後にですね、前者議員も言われましたけれども、私は住民への説明、このテレビ中継がなくなったわけですから、やはり、これは明確に裁判所からいただいたですね、和解勧告文書だけでもですね、全面に出すべきでないかと思うしております。その点だけもう一度だけ町長にご確認をとって私の質疑を終わりたいと思います。

先ほどの土地代ね、町長、前に払うつもりはありませんとおっしゃったでしょう。裁判所に払えと言われたんですか、これ。違法に居座ったんだから、町が土地代を払う必要はないと言われた議員さんもおっしゃいましたけれども、町長も確かそのように答弁されたように受け止めておるんですが、その説明も何にもなしに、土地代うちで払うもんで認めてと、これはちょっとおかしいんじゃないですか。この説明は確か議員も受けていないと思いますが、地代については。ようけもらうんやで、ここから払ってもらったらええんじゃないの。地代。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は説明会のときにはそのように考えておりました。しかし、5回目の審尋のときに裁判官から指定管理料は債務者のほうに払わないけれども、地代については、町が払うべきものであると口頭で申しましたし、それから、地権者が一時的には年末までに解決するということを想定されて、そこは要求しないというような言葉もあったんですが、やっぱり、年を越えていっているわけで、やっぱり払うことが義務、義務というか、払う必要が生じてきたわけなんでありまして、これを議会の承認を求めるということになったわけでございます。

それから、もう1つのほうはですね、広報するについては、前者議員に答えたのと同様にですね、町民の皆さんにわかっていただけるように、納得していただけるような書き方を努めてやりたいと思います。よろしくをお願いします。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

いや、実に今1番議員が大変いいご質疑をなさって、私もハッと気がついたのですが、私も見落しました。これですね、町長が言われる特殊性というのは、指定管理者制度への変更は債務者らに退去を求める中でというのが特殊性ですね。そうですね。町長が言われる特殊性に鑑みて払わんなんよになったという特殊性というのは、あんたらもう出て行ってくださいよと言いつつ指定管理者制度に変えたというのが特殊性ですね。そうですね。論理的にはそうですね。じゃあ、指定管理者制度に切り替えるよという説明、あんたら出て行ってもらうけどということと一緒にやったということやな。これは町が汚いと言われるわね。それを相手が指定管理者制度を飲むにあたっては何らかの言外というか、何らかの約束があったはず。そやなけりゃね、あんたら出て行ってもらいますよ。ついては、指定管理者制度に県との約束やでせんなんと、そんなことが通るわけがない。何らかの取引というか、言葉の約束があったと見るのが特殊性でしょう。

それと、これも1番議員の指摘で私もハッと気がついたんです。これは17年度の9月29日に県から改善通知が出た。いわゆるあれですな、勧告のようなものですね。県から。これは合併前ですね。10月13日ですから。17年9月29日に県から改善通知が、それまで口頭だったのがやりなさいよと、変えなさいよと、指定管理者制度を導入しなさいよという、それは格好いいですよという話じゃないと思いますよ。このほうが格好がつかますよということでは通知なんか来ませんよ。大体、近年は国とか県は市町村に対するそういう行政指導はしないのが普通ですから。普通はしません。近年はすぐに訴

訟になりますから。やで、これはつまりなんかの違法行為があるからですよ。地方自治法違反を指摘されたんでしょう。それまでの許可、指摘されておるんですよ。あなたが言うようにね、そのほうが格好がつかますよというような、どっちでもいいけどという話じゃないと思いますよ。これは地方自治法違反を指摘されたんですよ、きっと。指摘されたら、9月29日付けでやられたら、その後、10月13日に合併があったんですから、少なくとも12月議会に指定管理者制度の提案ができたはず。遅くとも12月議会ですらできたはず。それ、12月議会に指定管理者制度を導入して切り替えていけば、使用許可と切り替えていけば、1月27日のインターの取り付け部分の変更というのが、より前に指定管理者制度を導入できたんですよ。それまで立ち退きの話はなかったはず。裏であったんですか、それとも、町が強引に町が主導権をもってルートを変えたんですか。そうでないと、この特殊性という説明は当たりませんよ。私実は1番議員に感謝しています。私これ気づいていなかった。これは重大な問題です。裁判所が特殊性と言っている意味が立ち退きを要求する一方で指定管理をと、これは特殊になる。実際そういうことをやったんだから。もし、そういうことをやっているのか、やっていないのか。やっていないんだしたら、裁判所で主張せなあかん。証拠を示して。日本の裁判は町長はご存知やし、助役らは特に専門教育を受けているからよくご存知やと思います。日本の裁判制度は証拠主義です。常識で判断して良いか悪いかではなしに、証拠立てて初めて主張が通るんですよ。同時に立ち退きを迫ったんやないという立証をようせなんだんでしょう。この点、明解にお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

指定管理者制度が始まるのは18年の9月1日なんですよ。

6番 北村博司議員

そんなことは言っていません。

奥山始郎町長

いや、ですから17年の7月に指定管理者制度というのはまだなかったんじゃないですか。準備期間じゃないですか。だったら、その間に指定管理者制度を、

6番 北村博司議員

説明できたでしょう。

奥山始郎町長

説明はそれはできたかもしれませんが、それはようせなんだんですよ、結局。申し訳ない

と思います。そういうことで、何と言いますか、疑問をもたれているように、指定管理者制度に移っていくについては、こうですよという説明はさせて、店子さんにもですね、させてもらたとしても、そこで取り引きがあったとは私は聞いておりません。それはご理解ください。

6番 北村博司議員

ですから、質問に答えてない。立ち退きを求める中で指定管理者制度に導入したのかと言っているのです。

奥山始郎町長

立ち退きは立ち退きのことで、それはもう決まっておることじゃないんですか。指定管理者は県からの指導でこれは18年9月1日からやるということ、一緒ではないと思います。そういうことではないんです。

6番 北村博司議員

だから、別ではないんでしょう。議長、これは答えてないわ。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

立ち退きを求める中で指定管理者制度を飲ませたんですかと言っているんですよ。それだったら、町長、聞いていてくださいよ。だから、私は業者に直接聞いたときにね、町は詐欺やという言葉が出たんですよ。そこに何かがあったんですよ。出て行ってくれという、立ち退きの通告をしている一方で、指定管理者にのってくれと。指定管理者のほうが何か有利だと説明をしたんじゃないですか。私はそういう噂を聞いていますよ。ここを明解にせなあかん。そやないと特殊な事情というのは、ここで裁判所が言うわけがない。特殊な事情って何かあったんですよ。それを町が反論できず、立証もできなかつたんですよ。そうでしょう。そうじゃないと、これは私らでも理解しにくいのに、町民は理解できるとは思えんわ。町の代理人はこの特殊な事情を前提にしたことが頭にあったかどうかやね。そしたら、町長は、いや、これは不法占拠や。いや、びた一文払う必要はないんだという説明はできませんはずです。弁護士は、こういう裁判所がこういう判断を下す可能性があるということがわかっていなかったのか、わかっていたけども言わなかったのか、それとも言ったけども町側が聞き入れなかったのか、言い切ってきたやないですか。皆さんおっしゃっている。私も、町長はびた一文払うつもりはと、私は全面的にそれを賛意示してきたんですよ。払う必要はないと。その通り。地方自治法の制度からいって払う必要がないと、ましてや、私のところも不利にならないようにという申立が出てく

るとは、私は失礼ですが、30年の議会経験でこんな文書は初めて見ました。配慮してください。私のところも解決金か和解金か知りませんが、くださいというような文書、初めて私見ました。おそらく、役場の職員で誰もこういう経験ないはずや。こういう特殊な解決をしなければならないということは、説明とまったく違いますよ。そこんところ、私、ちょっと気になるんですよ。町長、12月議会のね、どなただったかちょっと忘れちゃったけれども、どなたかの質問に町長がお答えになって、払う必要はないんだけど、裁判所のほうで何らかの法的な措置があれば方針変更もするみたいな匂わしたでしょう。私、記憶もしているし、多分、議事録に残っていると思いますよ。不法占拠で居座ったのにお金を出す必要はないけれども、何らかの法的な措置があれば払えるんだけれどもというような、今回の和解を匂わしたでしょう。そのときからそういう話だったんですか。昨年12月議会のときから、和解に向けて理事者のほうで決めておったのですか。あのとき匂わせたですよ。わずか1ヵ月前に。あなたご記憶にないですか。議事録を事務局に確認してもらってもいいですよ。匂わしたですよ。どなたかの一般質問に対して。言っています。そのときからこういう和解する腹だったんですね。確認します。

議長

町長。

奥山始郎町長

腹ってね、それを決める条件も何もないのに腹ということはないと思います。しかし、審尋の中でですよ、和解ということも出てきそうやという状況は私は読めました。しかし、腹であったかどうかということは、答えにくいことでもあります。状況も何も出ていないのですから。そういう状況を12月定例会で申し上げたのは覚えています。そのへんのところをどうぞ本当のところを理解してください。私の気持ちの。

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

私はこの問題に関しては町長の今回の臨時議会までの方針を私は全面的に支持してきたんですよ。指示してきた人を裏切っているんですよ。裏切っているんですよ。その12月の頃にそういう話が、例えば、和解になりそうや、和解勧告があれば受け入れるかもしれないというのだったら、やっぱり、議員はこの22人は皆平等ですわ。やっぱり、明解というか、そういう可能性をちゃんと示してもらわな困る。明らかに2階へ上がった者に梯子を外したやないですか。町長と一緒に2階に上がった

んですよ。あなた先に降りて行って梯子を外したやないですか。結果そういうことですよ。あなたの本当の気持ちを聞かせてください。すみません、梯子を外しましたと言ってくださいよ。責任はこういう特殊な状況に追い込んだ、誰か知りませんよ、この特殊性に追い込んだ誰かが行政的な責任を取るべきですよ。私はこの弁護士、弁護士というのは、失礼ですけど金で雇う人ですからともかくとして、行政は誰もどんな形の責任もとらないという、言葉を使わないのは、私は納得いきません。町民は多分、納得していないと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

北村さんの論理からいくと、私は今まで私の考え方に賛意を表してくれた方々に対して裏切ったというふうに、梯子を外したと、こうおっしゃいますが、そのような気持ちは持っていません。しかし、私はこの諸般のですね、仮処分の成り行きの中で判断をさせていただいたことに理解が得られるものだと思っておりました。しかし、今、あなたの言葉を聞いてですね、初めて、あ、そうかと。そういう裏切り行為と見られたと、その気持ちはなかったにしてもですね、それはそういうふうにお受け取りになるのは、それはその人個人的な理由でこれは致し方ないなと思いました。しかし、そういうことを裏切るつもりで、この判断をさせていただいたわけではないんです。以上です。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

それではこの議案についてですね、町長説明と内容説明の部分について質問をします。資料1の問題なんです。皆さんも当然のことながら、この和解勧告について関心が集まっておるわけですし、議案そのものが和解についてという内容ですから当然のことだと思いののですが、大体、この勧告内容についてですね、町長の説明とそれから内容説明がされたんですが、今までのですね、質疑の答弁を聞いておりますと、大体、認識はわかるんですけども、やはり、提案者側としての議会に対する説明としてはですね、まだ不十分であるというふうに感じます。特に皆さんも指摘されておりましたように、この和解勧告の4ページから5ページに移って、5ページのですね、東 篤布議員も質疑されましたけれども、2行目から8行目に至る点ですね。ここが中心の間であるというふうに思いますが、町長が従来から自分の考え方を議会説明の中でもしてきたけれども、こうした勧告内容になったと、この点についてですね、町長はその裁判所ですね、幅広い考察をされたという表現で極めて抽象的

に言われたんですけども、それだけではなしにですね、やはり、町長の従来までの認識とそれから結果に現れたですね、判断との間にはですね、かなりの問題点があったわけであって、町長としてですね、行政の責任者として極めて認識が不十分であったという点がですね、まず、町長側からですね、釈明として言われないとですね、本当に提案説明としてこの勧告そのものをですね、議会に示すということにはならないんじゃないかと思しますので、再度、重複する面もあるかもしれませんが、この点の捉え方、従来の態度との関係についてですね、釈明的にでも含めて、その点をですね、もう一度明確にお願いしたいと思えます。

議長

町長。

奥山始郎町長

今まで申し上げてきたようにですね、私自身の法の解釈の仕方が非常に浅かったということになりはしないか、岩見議員の今ご指摘いただいたことについては、その意味では、私、裁判官のようなですね、深い法解釈、あるいはこれまでの事例等をですね勘案する力がなかったということは反省をいたします。したがって、議員と皆様方に対してですね、そのへんの私の理解、あるいはご心配をかけたことについては極めて申し訳なく思っております。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

今の答弁でですね、その点についてですね、真意というのですか、町長の判断はわかりました。それで、1点指摘をして確認をしたいのですが、この資料1のほうなんですけれども、この申立事件の前段の概要のところですね、所有権を被保全権利としてというくだりがあります。(1)概要のところの最後の部分です。議案の提案なんですけれども、正確を記したいということですね、裁判所の文書をそのまま資料として提示されておるんですけども、例えばの話なんですけれども、この所有権の被保全権利というのはですね、特定の裁判用語であって非常に議会の我々としてもですね、わかりにくいんです。私も一応、法律事務所のほうでですね、問い合わせをして調べましたけれども、被保全権利というのはですね、仮処分をするときの請求権のことであるというふうに説明を受けましたけれども、こういった用語等についてもですね、議会に提案するときには十分精査をしたうえでですね、解説的な記載の仕方もですね、是非やっていただきたい。このことを考えております。今のですね、この所有権を被保全権利としてという点については、仮処分をするときの請求権というふうに私は理

解しておるのですが、それがいいのかどうかも含めてですね、今、私が指摘した点についての回答をお願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

ただいま岩見議員からですね、所有権を被保全権利ということ、私も理解しがたい文言でありまして申し訳なかったと思います。今、議員からそれは仮処分の請求権のことであると教えていただいたようなので誠に申し訳ないと思います。恥ずかしい限りです。

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

その議案ですね、資料として添付されているわけなんですけど、当然、この資料も議会の中でのですね、審議の対象となりますので、最初に指摘しましたこういった件についてのですね、事前の精査と解説的な記載の仕方についてもですね、十分に配慮をお願いしたいと思います、その点いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

答弁が、ポイントが狂ったようでございますが、ご指摘いただきました専門用語ですね、等の説明も今後落とさないように、抜かさないように配慮いたします。努力します。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

先ほどからいろいろ質疑が進んでおるんですが、資料1ですね、4ページの真ん中へんから下のほうなんですけど、現時点においては、債務者らが本件施設を占領する権原は存しないといわざるを得ないという文言もありまして、私も前者議員と同様、町長の言葉をずっと信じてですね、行政の部分もここまできたわけですけども、こういう和解勧告が出たということで、町民の方にわかりやすく説明していただくうえででもですね、言葉のわかりにくいところがたくさんありますので、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。3ページですね、行政財産の使用許可によりという

言葉があるのですが、この資料の和解勧告の中にもたびたび出てきます。この行政財産の使用許可ということは何を根拠にしているのか、具体的にはどうなのか、詳しくわかるように説明をお願いしたいというのと、その下の展示販売業務料を徴収する方式で管理運営を行ってきたんですが、経過の中です、指定管理者制度の前は具体的に展示販売業務料をどのようにして徴収してきたのかということ。そして、3ページの一番下のところ、先ほどから何回も他の議員も説明していましたが、重複する部分もあるし、私の中で混乱している部分もあるので、もう一度お尋ねいたします。かねてから三重県から上記管理運営方式の改善を指導されており、ってありますが、具体的に、1回目と2回目と違って混乱している部分もあると思われしますので、具体的にお願ひしたいというのと、

あと、4点目です、議案1号の資料2になるんですけど、所得補償というところがありますけど、この所得補償のもとになっているというのですか、もと、根拠、そこを詳しく説明をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。行政財産の使用許可により、ということですね。つまり行政財産はお魚らんの使用を許可する方法で今までやってきたという意味です。それでよろしいですか。

その次の展示販売業務料を徴収する方式で、というのを具体的に示せということ、それは具体的に課長のほうから示しますのでお願いいたします。

それから三重県から上記、3ページの一番下です、管理運営方式の改善を指導されており、ということは、これまでの町営で許可制度に対しては、もう少し改善を指導されたという意味で、結局、18年の9月から指定管理者制度へ変わったというそういう経緯、そういう実態であります。

もう1つありますね。10ページの資料2のですね、所得補償についての根拠を説明されたいということなんですけど、計算式について、課長のほうから説明をいたさせます。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

近澤議員のご質問にお答えします。業務料につきましては、職員がお魚らんどに行きまして、徴収していたということでございます。そういうことじゃないですか。それともう1点です、所得補償でございますが、これにつきましては確定申告の所得の2ヵ年分を所得補償と見るということでござ

います。

議長

近澤議員。

10番 近澤チヅル議員

私の聞き方が悪かったのかどうか、その行政財産の使用許可というのは、この言葉のとおり町長の答弁だったんですけど、これは法に基づいて支払われたと思いますので、私、地方自治法の何条とかに照らしてこういう言葉が使われるのではないかなと思っていたんですけども、そのところを確かめたかったんですが、私はそう思っているんですが、どうなんでしょうかという。

そして、もう1つですね、展示販売業務料のところでは、私は具体的にどういうものが展示販売業務料として町が業者の人たちのどういうところを、具体的にですね、電気代とか水道代とか、そういうのを何%くらいもらっとったんか、それを具体的に話してほしいと。私の質問の仕方が悪かったんか、そういうことをお願いしたんです。

そして、3つ目の三重県からの運営方式もですね、今の答弁ではわからないのですね。具体的にどのような指導だったのか。指定管理者制度にせえということの指導ではないと思うんですけども、直営方式のはずなのに、そうっていないんじゃないかなというところの指導やったと私は思うんですね。具体的にどうなんかなというの。私、この条例、平成8年にですね、お魚らんどが始まったんですけども、これ平成8年の3月の議会の議事録で私、日本共産党の山下鮎子議員がですね、このお魚らんどにつきましては、地域物産展示販売施設ですね、水産業の活性化と振興の一助となるというのを目的としているんですけど、こういうものには成り得ない。そういう意味で反対をしております。その中で運営についてもですね、今から具体的に出てくると思うんですけど、展示販売業務手数料の撤収の仕方、運営の仕方が条例の中で不十分じゃないということを指摘して反対しているんですけど、そのことをずっと続けてこられたと思うのですが、そのことに具体的にどうやって条例も含めてですね、なっていてそのとおりやってきたのか、町民の中にはですね、いろいろ憶測も流れておりますので、本当に現実に徴収料というのはどの部分をどのようにもらってきたのか、お答えを願いたいと思います。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

すみません。答弁漏れがありましてすみませんでした。業務料の件なんですけども、議員おっしゃ

るように電気、土地借り上げ、水道、電話料金等を参入業者の施設の面積に按分したものでございます。それと、電気の使用料につきましては、全体の使用料から3業者の設備電気料を引いた分を按分するという形で管理部のほうは町、加工部、鮮魚部、あと食堂部ということで4つに分けてまして按分しているということでございます。それが業務料でございます。

議長

町長。

奥山始郎町長

この行政財産の使用許可について、加えて説明いたします。地方公共団体の財産のうち、行政財産はその用途、または目的を妨げない限度において、その使用を許可することができるかとされています。つまり、これに基づいて、地方自治法238条の4、第4項に基づいて行ってきたということでございます。

議長

近澤議員。

3番 近澤チヅル議員

地方自治法238条の4条という、に基づいて行われてきたんですが、その地方自治法のですね、238条のところなのです、4条のところ、行政財産の使用を許可した場合においては、公用若しくは公共用にかんするため必要を生じたときは、地方公共団体の長はその許可を取り消すことができる、その238条の4条のところ、そう書いてあります。4条の中の9なんですけれども、これを読まれてですね、取り消すことができるんですね。先ほどからの前者議員からもずっとあるんですけど、その部分だけを信じてこう判断されて私たちに説明しておられたのかなと、私はこの文を読んで思うんですが、けれども、裁判所の判断はそうだから、この中でも補償する場合も少なからずあるところであり、それに付け加えているんですね。だから、弁護士さんとの話の中でもですね、この238の4条については討議されたと思うのですが、本当に綿密に打ち合わせをしておられたら弁護士の方からも、こういう判例があるよということは出てくるのではないんじゃないかなと私は思うところもあるわけなんです。本当に行政の考えと弁護士の考えをちゃんと練ってですね、一つひとつ進んでおられたのかどうか、ここ、このところでちょっと私不審に思うところがあるんですね。238条の5のところの4でもですね、財産を貸し付けた場合、公用または公共用に供するために必要が生じたときは普通地方公共団体の長はその契約を解除することができる。本当にこうやって書かれているんですね。だから、町長の言っていたことも私理解できるかなという部分もあるんですが、ところが、裁判所はこれ

に付け加えて、判例としては、法律としてはそうであるが、判例はあるということをこの和解勧告の中で言われたわけですね。だから本当に弁護士と何回も精査されたのかどうか。何回かお尋ねしますが、そここのところのお答えをお願いしたいと思います。

そして、展示販売のところなんです、平成8年に条例が作られたときにですね、町長は公益上必要があると認めたときは、展示販売業務料を減免することができるって書かれているんですね。そして、詳しくは規則で定めるということになっているのですが、その規則の中でもですね、全部又は一部を減免することができるという条項もあるんですが、先ほどから費用はお答えいただいたんですけども、こんな減免とかしたことは、この中で規則にはうたってあるんですけども、実施されたことはあるのかどうか、2億円のお金を言われたわけですが、条例の中にはですね、職員を配置することができるということも明記されております。職員をこの管理、実際に配置したこともあるのかどうか。そういうことはあの金額の中には入っていないんじゃないかなと思われる部分もありますので、お答えをお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたしますが、ただいま直前の答えの中で訂正をお願いいたします。先ほどの行政財産の使用許可の項のところでは私が地方自治法238条の4の第4項と言ったのは、新しい法律におきましては、第7項でありますので訂正させていただきます。

今、議員がおっしゃった減免ができるという中で減免をしたかどうかという、減免をした記憶はありません。それから職員を配置したかどうか。それもございません。以上です。

10番 近澤チヅル議員

答弁漏れ、いいですか。

議長

答弁漏れ。

10番 近澤チヅル議員

はい。詳しくですね、弁護士と打ち合わせをした結果、こういう地方自治法には取り消すことができるとはっきり書かれております。だから、ここの部分だけを信じて、この判例のことについての精査は弁護士との間でも、職員の間でもなかったのかというところをお答え願いたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

判例については、そのところは代理人と勉強することはなかったです。申し訳ありません。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今回ですね、このお魚らんどの問題に関してはですね、町長は、もう前者議員と重複するところがありますが、議会の議員皆にですね、行政報告の中にも、地方自治法並びに町条例では払うことができないということを明言しやってきたわけですね。だから、いろいろな形の中で私は町長に求めたいのはね、町長、あなたに対しては言葉の重要性、重さを認識してくれということ、私は議員になってからずっとあなたに要求してきた。その都度、その都度の答えに、質問に答えて一貫性のないような答弁ではだめですよということも付け加えてきた。その中であなたは今回、この問題に関してでもすよ、12月議会でも私は言わせていただいた。払えないと言いながらも、これ、裁判所が入って和解勧告、また、支払い勧告などが入って、町が払えとなった場合、どこから払うんだと。そのときは町長、あんた個人で払うのかということまで追求させていただいた経緯があります。だから、やはり、町長の言葉の重み、我々議員もそうです。我々議員も選挙という洗礼を受けて、あなたも、あなたの後ろに約2万人の紀北町の町民の背景があるから、あなたが紀北町長としてのですよ、言葉の威厳があるわけなんです。我々も後ろには町民の選挙で得た支持者、いろいろ町民の皆さんがおります。その中で町長、あなたはいつも答える答弁ですよ、それを重責したうえで、今回でもそうです。議会、議員にだけ説明するのではないんです。常に私たち議員の後ろに町民がおると、背景があるんだということを入れて、あなたは答弁していただきたい。ただ、議会だから議会と議員にだけに答えたらいいいんだ。そんなものじゃない。あなたの答弁は。1点言います。だから、あなたは先ほどのいろんな議員の中で、法解釈が浅かったと。この損害のことに對してですね。その浅かっただけでは済まないことがたくさん出てくるんですよ。だから、私は地方自治法はさておいて、町条例を施行するのはあなただと。あなたは紀北町においては、この町条例、つまり、日本でいったら、行政の執行するトップなんですよ。この条例をつくっているのはあなたなんです。あなたがこれを執行するかどうかというのもあなたなんですよ。それを法の解釈とか、そういうものが浅かったというような答弁ではなかなかそれは通じないと。これからは、私も今まであなたの責任追及は一切なかった。してこなかった。しかし、もう今までいろんなことになってきた中で町民の中からも、やはり、町長の言葉

の重みと責任を追及せな紀北町は良くなっていかない。これが今の紀北町の町民の言葉です。だから、今回、法の浅かったことに関してですよ、それだけでは済まないんです。そして、事業者に対しても、不法占有だとか、指定管理者の規則に違反すると言った言葉が、あなたが紀北町のトップという立場の言葉だから町民が信じるんじゃないですか。そのことによって、相反して、同じ地域に住む町民、事業者がいろいろな誤解や中傷を受けて苦しんできたんですよ、ここまで。そういうあなたは責任の重みというのを感じないんですか。そこの一つの感情的なあなたの心境も答えていただきたいと思えます。

そして次に弁護士に対しては、あくまでも相談とあなたは言いますが、弁護士はあくまでもあなたの代理人であって責任はないですね。そして、弁護士はあなたが相談するんじゃないで、あなたが弁護士を使うのがあなたの立場じゃないですか。あなたの考えつかないところを弁護士は補足するのが弁護士じゃないんですか。一つの例としてですよ、いろんな問題があった。この問題がある。弁護士は法的な助言はできてもその人の感情までの中には入ってこれないですよ。それは弁護士に自分の気持ちも考えも訴えながら弁護士に代弁してもらおうのが弁護士なんでしょう。だから、弁護士が間違った助言をしたとか、どうかということは、これも私はおかしいと思う。その点どう思いますか。

そして、今回ですね、冒頭に動議でZTVの放映がなされなかった。しかし、この説明会において、1月17日の説明会においては、やはり、これは議員の中からも町民に対しても払えないと言ったことに対しての説明も必要だと。そして、また業者に対しては、今、言ったように不法占有だとかいろいろなあなたの言葉で苦しんだこの業者に対しての謝罪も必要だと。そのためにはZTVでやるのがいいよと。広報でもという意見もあった。しかし、それがZTVでということになったけど、議会の多数決です、放映がなされないということになったから、それでは町長、一つの提案としてですよ、あなたは行政報告としてZTVで、これを町民に支払ったお金の謝罪、経緯、そして業者に謝罪する気持ちがあるか。そこの1点もよろしく答弁願います。これで3つ目ですね、その3つを先に答えていただけますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。この和解の中でですね、和解勧告の文書の中で債務者らが本件施設を占有する権原が存しないといわざるを得ないということがうたわれています。これは裁判所の見解ですね。このことについては、我々の主張を認めていると解してもいいのではないかと思います。ですから、あ

なたのおっしゃるそのへんはご理解を賜りたいと思います。

弁護士は、その次の問題として私が使う、実際、代理人ですから、私の意志、意向を受けて法的な知識を与える、あるいは事務をとるといふことになんてございますけれども、非常に法の理解、あるいは法知識においては、弁護士という専門家から見れば極めて低いものと思っております。ですから、法の解釈、法で戦う場合には、弁護士の知識を多に活用していただくことが構図ですよ、一つの。ですから、そのへんのところは認識していただきたいし、私もそのように認識しております。

結局、それから3番目の謝罪と言いますけれども、誠に申し訳なかったということについては、行政報告、議案説明の中でも申し上げたんです。私が至らなかったことについては、それは申し訳ないと、そういうことございまして、前者議員からその説明については、広報きほくでかいつまんで簡潔にそれを申し上げるといふことでありまして、ZTVでどうかということについては、今のところ考えてはおりません。現在のところね。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

これは是非ですね、ZTVで、やはり、この2業者の方もですね、これからもやはり、事業をやっ
ていかなん人もおります。お客商売でございます。やはり、この町民に対する誤解だけはやっぱり
町長、あなたの言った言葉での反動ですから、それは後々きちんとできる、やはり、事業ができるよ
うな、やはり、謝罪、ZTVでしないんだったら、謝罪文とか、広報によってきちんとした文面を出
してですね、やっていただきたい。それを強く要望しておきます。

続いてですね、この和解条項の中での和解勧告はあくまでもここにある小山さんと山本さん2人と
いうことに間違いはないですか。それを1点。

最初はですね、私も資料がございしますが、やはり、この準備書面の中の調停の時には、これは後の
議題に関連してきますので、これきちんと答えていただきたいんですけど、この最初の調停をなさ
たときにはこの中で島本さんの名前も出ております。しかし、調停に入って審尋を始める第1回から
は、島本さんの名前も消えているし、島本さんはもう参加していないということを知っておりますが、
そこは町長、認識しとるかどうか、1点。

そして、このやはり和解をやるまでに町としての、やはり、町民に対して、私はやはり法律という
ものは、今回でもそうですけど町長、12月議会の行政報告の中であって、私は議事進行で報告のとき
に止めたから、やはり、仮執行をやるまでに、やはり、裁判費用もきちんとしておかなあかのじゃ

ないかと、そういう議会軽視では困るということに関して私町長に言って、急きよ、12月17日でしたか、休会を利用して説明会があったと思うんです。そういうことのね、町長、これをやはり町長としては、これからやはり知らせるべきことは随一議会にも知らせ、町民にも知らせなあかんということ、私は認識していただきたいと思うんです。それはさっき言ったように、あなたの後ろには2万人の町民、我々議員の後ろにも2万人の町民がおるわけですよ。だから、そういうことをこれから決してしないかということと、いろんな法的問題に関しては、裁判というのは、一般の人にわかりにくい経緯がある。それは私は前にも言ったように、こういうお互いに議員の方々も皆産廃訴訟のときにも言ったと思うんですけど、その裁判の中でわからないことはいっぱいあると思う。5分か10分で終わってしまうわけですよ。そのときは町長、あなたは当事者だから一番知っていると思うけど、こういう準備書面がお互いに弁護士同士となって出されるわけですね。これが主張ですよ。お互いの主張。それを裁判の公判が開くまでに裁判所に提出して、裁判官がそれを読んで公開の裁判にこぎつけるわけですね。そういう中においてですね、やはり、これからはいろいろなことがあろうとしても、この準備書面も皆公表するようにしていただきたい。

そして、もう一つ弁護士に関して私が言ったときの、12月にも言ったんですけど、その西澤弁護士ですか。その2業者に対して、水は止めるよ、電気は止めるよという警告書を発した。私もこれを調べたところですね、私はその質問のなかで、一般の町民に対してこういう恫喝する、また脅迫するような文書を出さず弁護士はあるかということは、私は言いました。そして、それから私はいろいろ調べたところ、やはり、弁護士としてはあるまじき、行為じゃないと、これは入江さん、三重県弁護士会に言ったったら、これは西澤さんは注意を受けるだろうと、そんだけやはり町長、間違ったその弁護士がそういう簡単な、素人でもわかるようなことをやっている弁護士をですよ、あなたは信頼するというのもおかしい。そこのところのあなたの考え、答弁。そして、西澤さんの弁護士としてはどういような考えで出したかというの、当然、あなた聞いているはず。そこの答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。島本氏は仮処分の申立には参加しておりません。そのことは認識しているかどうかということでありませぬ。しておりませぬ。

知らせるべきことは議会に知らせなさいというあなたのご提案、それをもちろん知らせるべきだと思いますけれども、これまで説明した、いろんな前の裁判でもそうですけれども、係争中であるんで、

弁護士、代理人と相談しながらこれはまだ出すべきではないというような結論において、それを議会にお断りしてきたことはあります。そういうような作業はないとは言えないので、今後も公表できるものは公表してまいりたいと。基本姿勢としてそう思います

準備書面を公表してくださいと、これも今、申し上げたとおり、準備書面ですね、相手側と原告と被告とですね、お互いに考え方を書いて送って、裁判所へ、それがお互いに渡されますんで、皆、業者が知っているわけなんです、それを全部公表すべきなのかどうかということについては、今、ここで全部やるということは申し上げにくいと思う。だから、それはお互いの秘策、練りに練ってない知恵を絞った上でのやり取りですんで、どう変わっていくかもわからんところもありますので、すべてということは、裁判が終わったときには公表できますけども、途中においては、そこを検討させていただきたいということですね。全部やりますということ、ここでお約束することは難しいのではないかと思います。

それから、水道、電気のごことは確かにそういうことはありました。ありましたけれども、原告側の代理人と西澤代理人とがお互いに意見交換をしながら、それは、結局は電気代も水道代も止めなんだわけですよ。そういう中でご理解はお互いに共通の理解、情報として話し合いをしたかなと考えておりますし、前者の議員にもお答えしたように、西澤代理人をですね、ことさらに非常に劣っているとか、非常に適切でないとかということは、私は差し控えさせていただきます。以上です。

11番 入江康仁議員

あのですね町長、水道と水の供給を止めなかった、あなた今答弁しました。止めなかったんじゃないでしょう。止められなかったと答弁するのが筋じゃないですか。それは議会でも問題になって、水道課長も水道法何条の中で止められないというのをはっきりと言っておるじゃないですか。だから、あなたはそういう言葉のまやかしをしたらあかんということを私は指摘しているんです。だから、やっぱり、あなたの言葉というのは重みがある。これからなるべくいろんな問題のときにも含めて、先も含めて私も質問させていただいているのですけれども、やはり、弁護士そのものによってね、あなたも相談した、いろんな前者議員からのいろんな質問の中でいっているけど、やはり、簡潔にきちつと行政というものは、私は初めから言っている、行政は法を守り、法を正しく執行して、何人にも平等にやっていたら訴えても訴えられも裁判には勝てるよと、負けるということは、間違ふことをするから駄目なんでしょうと。だから、私は町長にその原点に戻っていただきたいということなん。そしてね、これは本当にこっだけ訴訟沙汰の町がね、珍しい。三重県でも。いやいや、笑い事じゃないですよ。これは本当に格好悪いことです、町長。同じ地域におる町民とこんな訴訟を起こして、裁判で

戦わんなんこと、そして、結果的には払いなさいと言われて、町長、あなたする。これは本当に重要なことなんですよ。ちょっと、あなたの配慮と前向きの解決しようという姿勢があればこれは皆解決できたことなんです。わざわざ弁護士費用の63万円も入れて、約1年くらいになるんですか、これを初めてから。こんなに労力を費やせんでも解決できたと思う。だから、そこはね、町長、あなたの今回の解決によってのいろいろな反省の中で1回どういう、これからこういう訴訟が起きたとき、どういう対処をしていくんだということをきちんとあなたの考えを示していただきたいと思います。どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これまでご説明させていただいてきましたけれども、この仮処分申立を、もし、しなかってですね、私の裁量で補償金を出すということが認められたかどうか。これはわかりません。ですから、その時点においては、私は今まで言ってきた地方自治法238条だ、条例とか、それでは払わなくてもええという結論を私は持っておった。しかしながら、そこに不法占有があった。立ち退いていただけなかったから、これを仮処分を申し立てた。それによって、裁判所という司法の権限ですね、それによって和解ができてきたからですね、そこに支払うことの正当性も出てきたものと私は理解しております。ですから、それをそのまま歓迎されたとか、理解されない方もいっぱいいると思うけれども、それも理解される場合もあるわけなんです。ですから、そのような手続きを済んでですねこの問題を解決させていただくことになったということは、私は良かったのではないかなと。お互いに厳しい場面を通りすごしたけれども、そのように認識していますが、あなたがおっしゃったように、行政と町民とが争うことはできるだけ避けたい。これはもう私だって気持ちが痛いですよ。痛いから、そういうことにならないように、周到に行政をやっていく。しかし、そういうことばかりやると、元気がなくなっていく行政の積極性が問われてくるということもあるわけなんです。だから、そのへんが非常に難しいが、心得てまいりたいと思います。

議長

以上で質疑を終わります。

はい、中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

それでは町長にちょっと聞きます。前任者、午前中からいろいろと僕の聞きたいこともあったんで

すが、今までの行政説明の中でですね、お魚らんどについて特に詳しい質疑等も説明会の中でもやってきました。それで、今までの資料とか、町民に対する説明責任、このことも指摘もしてきましたし、今日の場はその一番説明がわかったというところに落ち着くのが一番理想的な形ですけど、その点についてはですね、私も本当に3日前までは町長の言うとおりで。業者には一切、法的な措置を取ってでもとか、前任者言われましたけれども、落ち度がないと言い切って昨年暮れまで来たところ、先ほども言われたように、梯子をとったやないかという話もあったくらいですね、これは町長を信じて、また、指定管理者という制度の契約、また、解消、そのことも何ら手落ちなく進んできたからこれは補償をする必要がないということできたんですが、ここ2、3日前になるんですが、この和解勧告、本当によく読んでみるとね、こういうことが言われておるんです。お魚らんど海山グループは本件施設を占有する指定管理者制度は終了しているのであるから占有権原は存しないと。ここで一つはっきりしているんですね、確かに。そして、その後でもっとも行政財産、公用若しくは公共用に供する必要が生じ、その使用許可が取り消される場合は工作物等の移転料や営業補償といった付随的損失に対しては、補償を要する場合は少なからずあるというところであり、とりわけ、行政財産本来の用途に供することなく、それ以外の公益上の理由から使用許可が取り消される場合は補償を行うことが相当な場合が多いものと解されるということで、一つはくくられると思うのですが、このことについては最高裁の判例、前者も言われましたけれど、補償を行うことが相当な場合が多いにあるんだということが全然頭になかって、昨年の暮れまでは法的措置も辞さないということで町長は議会にも説明をし、それを僕自身は信用しながら、確かにそうだと思いながらきたんですが、最高裁の判例とかそういうものも、本当に公共的なものに使う場合には、その立ち退きを命ずる場合には補償の必要な場合もあるんだという判例も見た中ではですね、大変だと。この判例を和解勧告のこの文言というのは、弁護士にすぐ相談してこういう事実は何に基づいて、何の根拠でこういうことを言われているんですかということをお聞きしたのかどうか。その点を1点絞りこんで聞きたい。

そしてもう1つは、2点目ですが、5ページにある、これも1番議員とも詳しく述べられたので特に詳しくは申しませんが、指定管理者制度というものについてはですね、非常にあやうい存在なんだな、大きな権利を持って、この指定管理者制度になった業者でも団体でも、この人たちは国家賠償法も請求できるくらいの権限を持つということになっていますから、今後の指定管理者制度に対する考え方というのは、本当に法的な手法の解釈も含めてですね、持っていないと、この二の舞まで起こる可能性もあるんじゃないかと思うんですが、町長の考えを聞いておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えいたします。今、ご指摘を受けました4ページのところです。下から2行目、補償を行うことが相当な場合が多いものと解されるということについては、弁護士に聞いたかということなんですが、聞いておりません。申し訳ない。

それから、指定管理者制度についてはですね、このような結果になったことからですね、なかなか制度というのができて間もないところにおいてはですね、やっぱりいろいろと不備な点があるなと思います。ですから、今後、これは国のほうにしてもですね、きちんと整備をしてもらいたいと思っております。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

補償を行うことが相当な場合が多いというのが解されるということで和解勧告をした裁判所、裁判官がですね、こういう思ってもみなかった、予想しなかった和解勧告を出してきたわけですね。それは直ちに顧問弁護士に相談すべきじゃないですか。これは町長もそうですが、私らも司法の判断というのは、全然ほとんどわからないと言ってもいいくらい、僕自身は無知なんです。ところが、思っていた、昨年暮れまで思っていた何ら補償、損害補償をせんでもええと思っていたのが、実際には裁判所からの和解勧告で和解金を払いなさい、払ってはどうですかという、これ通達が出されてですね、直ちに今まで自分が考えていたことと全然違う判断が裁判所の判断として出された。この根拠というのは、その最高裁の判例なんかに基づいて出されたもんだと僕も解してですね、これはやっぱり大変だと。いや、これは本裁判をしてでもいくべきだというような考えも一時ありましたけれど、昨年まではそんなことも考えておりましたけれども、これはできるだけ早く和解せなならんのかなという判断もします。それは顧問弁護士である弁護士にもきちっと相談してこの裁判所の言わんとする和解金の提案は何に基づいてしているのか、少なくとも顧問弁護士にはきちっと聞いておく、それで議会に説明すべきだと私は思うのですが、その点を、対応としてはですね、裁判所が言ってきたもんだから仕方がないんだという格好にはならないと。それでは町民に対する説明責任を果たしたことにほならないと思うので、その点を1点お伺いします。

2点目の指定管理者制度ですけど、特に僕もいろいろ文献を調べたんですが、全国で6万1,565施設が指定管理者制度になっていると。現在。だけど、この指定管理者制度の利用者の権利、このこと

が非常に強いものがあると。利用を制限された場合、もちろん不法な不当な格好で制限した場合ですけど、使用許可を求めて裁判所に訴えることもできるし、権利、施設の利用上の不当な差別によって損害を被れば、国家賠償法による賠償を求めることもできるということを言われているだけに、団体でも業者でも入ったときには大きな権限を持つ施設だと。その代わり、できるだけ多くの平等にこの利用ができるということになっておりますから、そこらへんでは指定管理者制度そのものをですね、安易に乗っていったのではとんでもないことになるなど、今回の事例を申すまでもなく、ことになるんではないかという危惧をするんですが、町長の考え方だけ、再度聞いておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

先ほどの議員の質問の中で相談したかと言ったのは、それは1月7日以降に相談させていただいております。

それから、指定管理者の制度については、大変何と言うかな、難しい部分がいっぱいあってですね、今後、慎重を期して、この制度を使わせていただかなきゃいかんなど、そのように認識しております。

議長

中津畑議員。

15番 中津畑 正量議員

3回目ですので、弁護士に相談して1月7日以降、どういう話でしたんですか。その内容をいうたら知りたいんです。こちらというか、僕としては顧問弁護士の手法に対する一番専門的な分野ですから、弁護士の話を聞いて参考にしたいとも思うのですが、一番、和解勧告を出した裁判官がこういう事例を出した。何を根拠に少なくともこういう勧告になるんですかということとは顧問弁護士にはきちっと聞いて、町民にも議会にも知らせてくれないと、説明責任を果たしたとは言えないと思うんです。そして、指定管理者については、これは要望は言っただけではいけないですけど、本当に権限を増大になるし、問題の多い制度だということは前から言われている、制度を持ち込んだときから言われておりますけれども、こういうものはできるだけしない方法でいくべきではないかと思いますが、それについては答弁ありません。弁護士のその説明だけはちょっと聞かせてください。

議長

町長。

奥山始郎町長

その時にですね、具体的にどうこうということは避けますが、私がこの結論を決断するのにですね、適切な考え方、アドバイスを得たということでご理解ください。

議長

以上で質疑を終わります。

議長

3時15分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 04分)

議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時 18分)

日程第6

議長

次に、日程第6 議案第2号 仮処分命令申立事件の和解に伴い解決金を求める申立事件の和解についてを議題といたします。

質疑を許します。

入江議員。

11番 入江康仁議員

11番。先ほどの関連なんですけど、この島本さんのですね、これは2号でしょう。いいでしょう。この島本さんの仮処分の和解に伴う解決金ですね、これに関してはですね、所得補償742万円、商品在庫6万円、従業員解雇に伴う費用18万円というような、出してありますけど、これは何の根拠に基づいて積算したのか。それをちょっと提出していただきたいと思います。それはですね、というのは、この先の山本さん、小山さんに対してですが、これはこの準備書面でもこの裁判所の仲裁によって、裁判官が目を通して確実にこちらから補償金額を提示しなさいと言われて出して、裁判所は法的に積算する形の中で出してきている金額でこれは問題ないですね。だけど、今回の説明の中でこれ和解条項の中でやるんじゃなくて、民法の中でやるんだと。そうなればですよ、積算方法の根拠をちゃんと示していただければですよ、これは議題として扱うのもおかしいし、議会に対しての虚偽の報告、

公文書偽造になってしまうようなおそれもある。私らはそれを審議せんなんかどうかということは大きな問題になってくる。だから、これに対しての積算と根拠をするための資料を出していただきたい。ということは、なぜかという、小山さんと山本さんに対しては皆資料が出ているわけですね。島本さんは出していない。これでは私どもどんな積算をしたかわからないですよ。だから、その資料をとにかく出していただきたい。これはすぐに出るでしょう。積算しているんだから。

議長

町長。

奥山始郎町長

お答えします。島本さんについてはですね、17年度の確定申告の数値に基づいて積算したものでございます。その資料が個人情報としてどうなるのか、そのへんがちょっと気になりますが、ちょっと検討させてください。資料はあるんですが。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

これは町長、個人情報じゃないですよ。ほんなら、山本さんやあの人らが出しているのは、個人情報の中じゃないんですか。これはあくまでも和解金として払うための積算するのに個人情報もないでしょう。

議長

議事進行に対して答弁いたさせます。本人の確認を取るため、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

11番 入江康仁議員

議長、ちゃんとわかりやすいように説明しますわ。これの積算に対しての、この町のですよ、中で、第2準備書面について沿って積算しておるんですわ。これは説明会の時にあったでしょう。資料5になっていますよ。そのときにやっているのは、廃業した場合の所得補償5年分1,590万円、島本の所得、平成15年度42万8,000円、平成16年度マイナス2,735万6,301円、平成17年度317万5,487円と、これ皆書いてあるじゃないですか。これから積算したんでしょう。違うの。これは説明の資料やろ。これが個人情報とかそんなものの、町長あんた答弁にならんよ、これ。

議長、これ、準備書面に対しては、この小山さんや山本さんは、確定申告の尾鷲税務署の受付印が

ある、これをやって、やっているんですよ。裁判所は。これの3年分です。5年じゃないです。3年分なんですよ。その中で小山さんは1年、いろいろなところへ行こうとした時にですね、建てるのに1年の休業があるだろう。山本さんに対しては、2年、もうやめて廃業になるから2年の補償が必要になるだろうというという算定の所得ですよ。その算定の所得がこんだけです。今さらガタガタすることはないやろ。ササッと出したらええやんかこれ。こんなものは今からガタガタ協議することはないよ、これ。違うんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

本人に確認とか、そういうもんじゃないだろうと私は言っているんです、町長。個人情報じゃないって、島本氏も町に金を出さそうとしているんだから、当然、あなたたちもそれを求めているんでしょう。そして、私が言いたいのは、ここに書いてある所得のこれの、尾鷲税務署印の受付をやっているものを出せと言っているの。これやろ、ここに書いてあるのは。それを言ってるんやんか。それを出して積算したんやろと。何も個人にどうってことはないだろう、これ。議長、これで時間がかかるようやったら、こんな議案を出してくること自体間違いや、これ。あなたも今度は審査しなかった責任出てくるよ。

議長

今、コピーしているので、もし、違う質疑があったら先に言っておいてもらったら。

11番 入江康仁議員

そやけど、それによって。

議長

それによってですね。そしたら、ちょっと待ってってください。

議長

それでは、コピーができるまで暫時休憩とします。その場で。

(午後 3時 29分)

議長

算出した根拠について、課長より説明いたさせます。

(午後 4時 48分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

はい。

11番 入江康仁議員

議長、資料を先にくれんかい。

議長

今、いったよこれ。

11番 入江康仁議員

そうじゃなくて、私が言っているのは、これは債務者、第2準備書面にに基づき島本氏の希望額を積算すると書いてあるでしょう。第2準備書面というのはこれなんですわ。ここに私が言ったように、開示しているのだから、この人らも過去3年間の所得、確定申告の写しを皆出しているわけです。山本さんと小山さんは。だから、ここに書いてあるように、島本さんの所得の15、16、17年のそれを出さなあかんやないかと、出してくださいというんです。あと、15年、16年は出してないやないか。ほんなんやったら、私が言いたいのは、この金額はですよ、山本さんたちが仮にここまでして480万円、小山さんは394万円と低い中でですよ、島本さんに対しては742万円も出るんだと。この人は廃業するといってやめていった人に対して、所得が赤字の16年度は赤字が2,700万円も出とってですよ、なぜ、こういう積算の方法をしたのかということにするためには、ここに書いてある以上は、15、16年のこの確定申告も出してくださいと、第2準備書面に基づいてということですから、議長、これはあんた、もし、あれやったらコピーとって渡そうか第2準備書面。これからいくと、小山さんや山本さんの所得の補償は少なすぎるよということになってくるんです。やり方は。そうですよね、町長。

議長

まずですね、計算方法について、まず説明をいたさせます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

平成17年の島本さんの確定申告Bによりまして、算出しました。先ほど入江議員が申しましたように、17日の説明会で資料を配布しましたが、まず、島本さんの所得ですが、平成15年には42万8,236円、平成16年には2,735万6,301円の赤字ということで、平成17年317万5,487円ということでありました。そういうことで債務者、第2準備書面、山本氏、小山さんの準備書面にに基づきまして、島本氏の希望額を書きました。しかし、ここで平成16年が赤字のため、平均金額を算出することができない

めに17年度の所得金額を採用しまして、裁判官の和解勧告に基づき補償額を積算しております。317万5,487円、これを四捨五入しまして318万円でございますが、それ掛ける2年分ですね。それと、指定管理期間終了をもって本施設を退去したということで、10月1日から1月31日までの4ヵ月の営業補償を認めるのが相当と考えまして、所得補償、所得額318万円の12分の4、4ヵ月分106万円を追加し、合計742万円ということで積算しております。あと、暖簾代については0でございます。商品在庫については、20万円の申告がありましたので、その50%が公共補償の場合相当でございますが、あらかじめ指定管理期間の終了時期を予告しているということで30%と認めるのが相当であると裁判官の勧告がありましたので30%を認め6万円。器具・備品・資材代については0。従業員の解雇に伴う費用としては105万円ですが、公共補償の場合に準じ解雇予告手当で相当額を認めるのが相当であるということで、30日分の賃金で18万円を計算いたしまして、国からの補償額286万5,990円を差し引いた479万円が今回の島本氏への解決金ということで計算させていただきました。以上でございます。

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

いや、だからさ、さっき言ったように、その説明の算出の仕方はわかったけど、今の算出の仕方はおかしいと思うよ、これは。これはあくまでもどこの補償でもそうですけど、確定申告をもとにやるんです。これはそんなら317万円の、小山さん、山本さんは3年間の確定申告の中で裁判官がその平均をとって出していると思うんですわ。そやのに、この人の場合は赤字をして、上は消して、15、16年は取らないで、17年のこれだけに金を出そうということは、なぜか私は不審に思うというのはですね、これは西澤弁護士は楠井弁護士のいそ弁か、同じ法律事務所の弁護士です。楠井弁護士がオーナーです。そやけど楠井法律事務所はまだ法人にしていらないから個人の弁護士事務所になります。その中におけるいそ弁かどうかわからんこの西澤弁護士はですよ、お互いに町の和解をしながら、金を出さずのも今度は親分ですわ。楠井君は。楠井君がこういう請求をすると、そんなら同じ事務所の弁護士同士でやって金を出さずというのは、これはおかしいよと。私は弁護士協会でも調べたけど、それはおかしい、それは駄目だということでした。そうでしょう。そして、島本さんの今、チラッと聞く中には、債務整理をやっている人の島本さんの今の債務の整理をやっているのは楠井さんだと。同じ携わっているんですよこれ。そして、15、16年のどの所得も出してください。この申告も。なぜ、失くしてこの申告がわかるの。金額出しているのに。だから、15、16も出してくださいということなん。出そうというようなやり方の中でですよ、弁護士から片方は下っ端の弁護士ですわ。楠井さんとこの、

いそ弁ですから、まだ、西澤さんは。楠井さんははっきり言って親分ですわ。オーナーですわ。それと弁護士同士が話をして、こっちから請求するで払うようにせよと、これは当然でしょう、これ。だから、こういうことになってきたんじゃないかなと、私は前から島本さんに対しては払う払わんは僕は、ね、腹は痛まないからかまんよというわけにはいかへん。これは税金ですから。だから、これに関して払うんだったら、町長個人で払ったらいい、これは。ここまで町の町民の税金をどんどんするような処分じゃない。そして、この確定申告は私はちゃんと調べさせていただきます、これ。そして、このマイナスになったときの全体の3年の総合的なものとして確定でやるんでしょ、計算は。なぜ、裁判所のやり方とこれとは違うの。こっちの小山さんのは18年から出してある。18、17、16ですよ。これは裏から言ったら、こうこうで出さすようにしろと。町議会にこれを諮ってですね、とにかく議決さえもらえというのは、この弁護士のあれじゃないの。差し金じゃないの。算定の仕方も違うんじゃないか。これ、今、担当課長が言ったけど、裁判所のやり方の資料と準備書面によってというんだから、当然、持っているはずですよ。担当課長も。それには必要な書類は皆あるはずですよ。とっとらなあかん。それを一旦出してくださいというの、私は。出すまでは審議できないよ、これ。それが今のあなたたちの行政報告だ、説明だということを私は言っているんだ。だから、行政はいつも正しい説明、報告じゃないよと。それを議会で議論してチェックするのも議員の、また、議会の使命だと私はずっと言ってきた。その報告が間違いかどうかということも私らもきちんとこれ認識せなあかん。これは、このやり方に関しては、これは住民監査請求が起きるかもわからん。だから、私はこれはきちんとだけ、自分の納得いく中での議論をやって、私はこれに賛成するかどうかしたいと思うので、きちんと資料は出させていただきたい。準備書面に基づいてなっとるんだから、議長、これ。あんた見てくださいよ、こんなもんじゃないですよ。こんだけ数量の、こっからですよ、これ。算定基準になる数字は皆これ、数字ですよこれ皆。

議長、暫時休憩してよ。

議長

答弁まとめるまで暫時休憩します。

(午後 4時 49分)

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 5時 05分)

議長

暫時時間の延長をしたいと思いますので、よろしく頼みます。

今後の議会運営の協議も含めて、暫時休憩をいたしたいと思います。

事務局長。

中野直文議会事務局長

すみません。5時以降のこれからの議事運営も含めて協議をさせていただきたいので、5時以降になっちゃったら、自然と閉会となってしまうので、暫時ここで時間の延長の宣告をさせていただきまして、そのように取り扱いをさせていただきます。すみません。

5番 川端龍雄議員

そのあれでできるんかい。今までの時間にできるんかい。何時までかかるかわからんけど。

中野直文議会事務局長

だから、5時過ぎてしまったら自然閉会となってしまうので、その5時以降について答弁がちゃんと固まるのかどうか、それも含めまして協議させていただき、また、再開した中で返事をさせていただきたいと、そのように協議をさせていただきます。

5番 川端龍雄議員

待つだけやったら延会して、再度するというので、いろいろ考えなあかん。何も待っているだけやったら。

議長

町長。

奥山始郎町長

大変時間を長引かせまして申し訳ありません。この2号議案につきましては、積算方法等にいろいろ疑義があったかと思われませんが、これはあくまでも私の責任において上程させていただいたわけですので、そのまま変わることなく、この2号議案を皆様にご判断していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

あのですね、今、町長の責任ということを行ったけど、やはりこれは和解勧告による条項にないいろんな積算のやり方をやっているという、この事実で質問しているわけですね。だから、町長は責任を取るというんだったら、議会に対して、また町民に対しての責任やと思います、これは。私ら議員として、間違っただけを上程して、わかっていて賛成できないと思いますよ。これが仮に訴えられたときに、我々も議会において、議決して賛成しておればさ、なんだと。町民に対しても議会というのはなんだと。チェック機能だと。そして、この指摘をきちんとしているのに、上程したい。無理に上程したいって、そこまで言うんだったら、きちんと責任を取る態度と、どういう責任を取るかということ、これ、訴訟になったらどうなるかと、そこまで明言しておいてもらってください。そやないと、これは審議できませんよ。私もここまで指摘して、曲がったような議会の質疑になるんだったら、私もこれは提訴するよ、これ。

議長

入江議員の議事進行ですが、私の答える範囲ではないと思いますので、理事者において、もう一度、はっきりと答弁をお願いします。

町長。

奥山始郎町長

この議案のいろいろ質疑、採決があった後ですね、この展開は今後どのように展開するか、それはわかりません。わかりませんが、責任は私が責任を持って、この2号議案を上程させていただいたということが事実でありまして、すべて私の責任ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員、質疑でやってください。

11番 入江康仁議員

質疑じゃない。答弁になってないやないかな。責任を明確にせえって、ただ責任、責任ってどんな責任の取り方を明確にしておるの。そこを議長、きちんとさせなアカンやないかな。明確にせえって言っているんや僕は。明確にやっておるか、これで。これは金も動くよ、今度はまた訴訟になった

ら。こんな平等性の欠けるような、そんな議会にも入って、皆がこれをわかってですよ、それを間違っただけを審議せよということ自体、上程したからと、それは執行部の提案かしらんけど、それをやるのもおかしいやないか。それに対しては、きちんと説明、責任取りますって、そんなんやったら、あの最高裁の上告の時の臨時議会でやった、それもそうでしょう。責任を取る。6月に判決が下った。責任取ります。責任取る、今度は推移を見守るのが私の責任って、そんな馬鹿なことはないよ。そんな責任の取り方は。だから、金は動く、2万人の町民のために責任を取るんやったら明確に言うておかなあかんやんか。それをあんた、議長から求めやなあかんやないか。どんな責任を取るって。責任って、言葉一つでできるものと違うよ、これは。お金も動くもんだから。明解に答えさせてくれたらええんや。今までの不十分な責任の取り方やったよって、これだけは私も引けんよ、今度は。私もここで議会で、これを提訴する。業者もそうですわ。この2業者も。平等性に欠くやないか、これ。実際、これは和解条項に基づくということで積算していたら、このように出したら出るはずがないやないかな、こんな740万は。それやったら、山本さんや、小山さんに対しても同じような積算せなあかん。この人らは和解条項にのった、裁判所の和解勧告の条項の中での算定の裁判官がした算定の仕方ですわ、この人は、ここに出しているあれを出してきてですよ、急に、申立書を、この人は要らないということを出てっているんでしょ。だから、この準備書面にもあるようにですよ、これは1回目ですわ。島本さん調停申立書には、ここに島本さんも書いてあります。しかし、それ以後はあの人は出てったんやから。それは3人のお魚らんの指定管理者の中でのいろんな文言を持っています。持っているそうですよ。その請求もしないと、町に対して請求もしないということをするよ、言うよ。

議長

傍聴者は叫ばないでください。

11番 入江康仁議員

そやで、そういうことがあるから、これを間違っただけを議会に審議させるようなことをしたらあかんって。それをさせる以上は明確な責任の取り方をしていかなあかんのこれは。我々も町民になんて弁解したり、説明したりするの。今まで明解な責任を取ったことないやないか。ご理解と、それではあかん。

議長

今の議事進行ですけど、私に対する、この議会運営の議事進行じゃないと思いますんで、町長のほうから再度、答弁いたさせますので。

町長。

奥山始郎町長

責任、責任と言っていますが、とにかく行政の総責任は私が負っておりますので、結果によって、いろんな責任の取り方がありますから、私は今、結果がわからない場合に、これこれこういう責任をいくつも場面があるんですから、それを具体的に言うわけにはいかんでしょう。ですから、責任を取るということで、ご理解をいただきたいんです。私は責任者なんですから、これはこれしか言い様がないでしょう。そのほかに何かありますか。教えてください。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

今のね、議長、私は言っとるやないか。これは私は提訴するよと、こんなことやったら。私らは審議しとる、私はこれ議場も出させてもらいます、これ、審議から外させてもらいます。こんだけわかっとった中でね、間違った議会に私は参加できん。だから、それに何て責任を取るかかってわからんというけど、私は訴訟を起こした時のことを考えて私はやっとるん。これ裁判費用も要ってくるよ、これ。それやった時は自腹でやるんかと、それくらいのことをちゃんと言っておけというの。私は提訴するというんやで。業者も提訴するって言っとるんやで。そんな平等性欠けるような、こんなものはできるはずないやないかな。それはあんた納得いけるように説明せなあかん。ただ、責任を取ります。議会に責任を取ります。結果がわからんって、私はそやで目的は言うておる。裁判になった時の、また裁判費用、弁護士費用、こんなものも自分と自腹で出すんか、どうかと。町民に迷惑をかけん、議会に迷惑をかけんくらいの説明はきちんとやっておいてもらわなあかん。そして、私はこの審議から出させてもらいます。これ私も指摘した以上は。どうですか、議長、そこのところきちんともう一回町長に。

議長

今の入江議員の議事進行ですけれども、町長は審議内容、結果次第でケースバイケースがあるということで判断して答弁されたと思うんで、ケースバイケースで結果はそうやと思いますので、それで一応、

11番 入江康仁議員

議長、あんたおかしいよ、理解の取り方。町長は何になるかわからんと。どういうことになるかわ

からんもんで、その責任の取り方ははっきり言い切れんと。私は裁判になった時にどういうふうになれと、裁判費用とか、そんなんはどないなるんやと。これはやります。私は絶対に。これは明言しているんやから、これ。したときの裁判費用とかあんなんはどうなるんやと、私は言うとするんやな。そして、議会に対して間違っただ議案の提出はやめてくれと、ここまで言うとするん私は。審議できんような議題を出してくるなというの。そんなこれ皆議員もまともにしていたら、できるもんじゃない、これ。それやったら議会というものはいらんやないか、ほんなら。議会というものは、そのチェックして質疑して、きちんと質するのが議会でしょう。また、議員でしょう。それをここまで指摘されて、間違っているというのわかっていて、なんでこれを進めようとするの議長。そやで、私が言った提訴した時のあれときちんと弁護士費用、裁判費用はどうなるかということをも明言させてくれというの。起こるべきものは起こると私は言うとするんやないか。これ議会議事録も皆出さすよ、これは。そこを指示してくださいというの。ほかの議員もできる、これ質疑は。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

岩見議員。

10番 岩見雅夫議員

長時間にわたるですね、休憩があつて、執行部がいろいろ議案の答弁についてですね、質疑の答弁について検討をしたと思うんですけども、ただいまの町長発言ではですね、休憩以前の状態となんら変わらない形で、私の責任、私が責任を持つから審議をしてほしいという形になったわけなんですけど、これではですね、休憩時間、長時間にわたつての中でどのような協議がされて、この点について、どう判断したのかというふうな点が全くわかりませんので、もう少し丁寧にですね、休憩時間中の検討の内容について、結果、こういう形になりましたという説明をですね、町長から求めたいと思うのですが。

議長

町長。

奥山始郎町長

長時間誠に申し訳なかったですけども、我々はこれを真剣によく調査し調べて、これが一番ベストの議案だということで、是非、皆様方にわかっていたいただきたいという、そういう意思をもって上程させていただいたわけでございます。それがまた別の方法もなくはないですけども、これを上程した以上、取り下げるといふような、例えばですね、そういうことはやるべきではないだろうということに

なりまして、そして、その結果、どのような結果が出てくるかもわかりませんが、その結果については、ご可決いただければとてもありがたいし、また、それ以外のことであったとしても、それは受けなければいけないと、そのように考えたわけでございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東 篤布君。

1番 東 篤布議員

僕も含めてほかの議員さんの聞きたいのはね、入江議員からどういった意味でね、クレームがついておるか、明確にせなあかん、町長。議員がおっしゃっておるのはね、山本さん、小山さんに対するのと、島本さんに対する補償額の決める算定基準、計算式があるはずなん。それがまず違うじゃないかという指摘。町長、まずそれを認めているんですか。今の発言だと認めているようですけど。この2名とあとの1名は、計算式、算定基準の出し方が違うんですね。まず、ここを明確にして。違うけれどもこうやって一旦出したんだから、皆さんで審議してくださいとおっしゃるのか、こういう計算式の違う、違法ともいえるものをね、こんな出すんだったら、提訴するまでおっしゃっているんですよ。議員が。そこのところ具体的に間違っているのなら間違っていると、我々議員に説明していただいて、その上でですね、どんな理由があったか知りませんが、山本さん、小山さんとのこの補償額の出し方と、島本さんとの出し方が違うんです。こうおっしゃっているんだから、これが違っているのか、同じなのか、まず明確にさせていただかないとですね、町長はあくまでも一旦出したんだから私は引っ込めませんでは、我々もですね、これから大きな問題に発展するわけでしょう。そこのところ明確にさせていただいたうえで、我々議員もですね、判断したいと思いますがね。だから、そこのところ町長、まず、この自分の間違いをお認めになるんですか。そのうえでこれを我々に審議をせよとおっしゃっているのかですね、いや、これは同じような計算式で出したんだと、何を基準にして、何を根拠としてと、それをおっしゃってください。私も違うように思います。

議長

町長、先の2人と島本さんの計算式の違いを明解に答えていただきたいと思います。

奥山始郎町長

小山さんと山本さんについては、裁判所が計算をした結果であります。それから、島本さんについては、町が計算した結果であります。317万5,487円を平成17年度を基準として、これを2年の勘定をさせていただいて、この資料は渡っていますね。そのうえで町としては、計算をさせていただいたわ

けであります。間違っているとか、いないとかは裁判所とは違っているけれども、裁判所が示した計算のやり方は大半入っています。この中に。計算の仕方は。入っています。ただ、16年度は災害のためにマイナスの所得になっておりますから、これでは計算ができませんので、17年度を基準として計算したわけであります。以上であります。

議長

東 篤布君。

1番 東 篤布議員

町長、説明がおかしいですよ。17年度が災害があったので計算できません、それは裁判所のですね、算定基準じゃないと思いますね。町長が勝手に考えたんじゃないですか。例えばですよ、前者2者のような裁判所の判断の計算式に基づいて、もし、この島本さんのを計算した場合にはどうなるんですか。簡単でしょう。やってみたらどうですか。そやよって、それでも数字が違うのに、私はあえて災害のあった年を計算に入れなくて計算した、この方式で皆さんに認めてくださいというのであればね、これは当然、我々議会としてもですね、こんな不公平なものをね、賛成するにしても、反対するにしても、どうなのかとこうなってしまう。そこのところを町長、おっしゃってくださいよ。だから、町長の今の答弁ですと、当然、これも裁判所の算定基準が大半入っていますよと、大半じゃなくて、少しの違いのところには大きな問題があるんですから。同じ年度で、同じ年数でやっていないところに問題があるわけでしょう。同じように計算したらどうなるんですか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

(「動議を出します」と呼ぶ者あり)

議長

川端議員。

(録 音 機 の 故 障)

5番 川端龍雄議員

議長、動議を提出いたします。町長の明解な答弁がなく、質疑者はこのまま可決すると提訴までするといっている。

こんな状態で審議はできないと思うので、全員協議会などの開催も含め、本日は、流会を望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長

東 篤布議員。

1番 東 篤布議員

私は反対です。・・・・・・それによっては11番議員も腹を決めるんだし、私らも次の質問で腹を決めるんやで、もう1時間もかからんと思うよ。

議長

川端議員より、動議が出されて、動議が成立いたしておりますので、一応、採決をいたしたいと思
います。

一応、この場は流会ということに賛成の方、挙手願いたいと思います。

(多 数 挙 手)

議長

賛成多数ということで、本日は流会といたしたいと思います。

(午後 5時 25分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 20 年 2 月 8 日

紀北町議会議員 世古勝彦

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 東 澄代